

TC フォーラム 2026 年 2 号 石村耕治「UBI が拓く未来、RTC/EITC を超えて」

TC フォーラム 2026 年 2 号 (2026 年 1 月 14 日)

©Koji Ishimura 2026

ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)が拓く未来

UBI=「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」

～給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除
(RTC/EITC)を超えて

アメリカの実情を深掘りする！

石村 耕治

(TC フォーラム代表委員・白鷗大学名誉教授)

《UBI が拓く未来、RTC/EITC を超えて》

コンテンツ

◎はじめに

I 「簡素」原則から見た「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」

- 1 連邦 RTC/EITC 小史
- 2 連邦 RTC/EITC の狙いは給与税の逆進性緩和
- 3 連邦の RCT/EITC を概観する
- 4 「複雑」な RTC/EITC の落とし穴
 - (1) GAO の「RTC 報告書」
 - (2)「複雑」がもたらす「制度的トラップ」の典型
 - (3) IRS 納税者権利擁護官サービス(TAS)とは
 - (4) 行動経済学的支援は
- 5 頓挫した「書かない申告」による RTC/EITC コンプライアンスの「簡素」化
- 6 RTC/EITC を選ぶ州、選ばない州: 税制の簡素と再分配のはざま
 - (1) カリフォルニア州の「CalEITC」と年少こども税額控除(YCTC)
 - (2) ニューヨーク州 EIC とニューヨーク市 EIC
 - (3) 連邦模倣から州主導の UBI への展望
- 7 給付つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)の現行税法上の所在
 - (1) 給付つき税額控除/勤労所得税額控除(RCT/EITC)の適用要件
 - (2) RCT/EITC の申告件数の伸び
 - (3) RCT/EITC の適格者に占める高い未申告者割合
- 8 問われる RCT/EITC の複雑な適用要件の「負の効果」

9 租税歳出(租特)の射程から RTC/EITC を診る

10 RTC/EITC の刷新か、UBI への転換か

II RTC/EITC を廃止し UBI に転換する制度設計

1 税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の例

2 主義、主張を超える UBI への支持

III UBI を参考にした「簡素」な改良型 RTC/EITC の制度設計

1 RTC/EITC の制度分析

(1) 勤労所得(就労)要件 (work test)

(2) 収入制限要件 (means test) : 非適格所得(投資所得/金融所得)

(3) 適格所得: 勤労所得

(4) RTC/EITC 計算におけるチップ・残業代の取扱い

(5) 申告資格と扶養子どもの数で異なる取扱い

(6) 低所得者層でも、投資所得は基準値内であること

(7) 家族(世帯)単位傾斜の制度設計: 問われる結婚懲罰税効果

2 簡素な RTC/EITC に向けた改良ポイントと改良策

(1) 給付の一部を「基礎給付化」

(2) 無償労働や求職活動などの評価

(3) 給付の月次化・安定化

(4) 個人単位での給付設計

(5) 障害者・高齢者向けの特例設計

(6) RTC/EITC の遞増・遞減の仕組みの廃止

(7) 給付の定額化 (Universal Credit)

(8) 投資所得制限の完全撤廃

(9) 投資所得の一部除外

(10) その他

◎むすびにかえて～UBI が拓く未来、RTC/EITC を超えて

【略歴】石村耕治(いしむら・こうじ)

アメリカ・イリノイ大学ロースクール、オーストラリア・モナシュ大学ロースクールをそれぞれ修了。白鷗大学法学部教授、同大学院法学研究科長を歴任。現在、白鷗大学名誉教授(税法専攻)、日本租税理論学会理事長、納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム共同代表、国民税制研究所代表

【著書】『先進諸国の納税者権利憲章(第2版)』(中央経済社)、『アメリカ連邦所得課税法の展開』(財経詳報社)、『現代税法入門塾(第12版)』(編著・清文社)ほか多数

◎はじめに

わが国では、「給付(還付)つき税額控除(RTC=refundable tax credit)」である「勤労所得税額控除(EITC/ETC=earned income tax credit)」【以下「RTC/EITC」または「EITC」ともいう。】導入論議が盛んである。一方、アメリカでは、RTC/EITC に代わる、新たな次世代型セーフティネットの構築を模索する動きが活発化している。その背景にある問題の1つは、RTC/EITC の適用が年々複雑化し、租税制度および税制改革における基本原則である「簡素」が軽視されつつあることにある。つまり、いかに「公平」であっても、「複雑」で、「簡素」でない税制に変化を求める動きが強まっている。



RTC/EITC の適用要件や計算要素は複雑であり、かつ頻繁に改正が行われる。このため、一般納税者はもとより、税務の専門家にとっても的確な対応が容易ではない実情にある。そもそも RTC/EITC は、税と社会保障・福祉の一体化・統合を目指して導入された制度である。勤労所得(就労)要件や複雑な人的控除、遞増・遞減(phase-in/phase-out)方式の控除などを採り入れている。このため、「簡素」という理念からかけ離れた複雑な仕組みになってしまったわけである。

RTC/EITC で、「働いても生活が苦しい人たち(ワーキングプア)」が税務調査の対象となることがかなり多い。むしろ、税制と社会保障・福祉を切り離すことで、より安心できるセーフティネットの構築につながるという声も大きくなっている。

こうした状況のもと、今日では「複雑」な RTC/EITC に代わり、税と社会保障・福祉を切り離した「簡素」な制度設計を特徴とする「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI=Universal Basic Income)」が新たな選択肢として注目を集めている。UBI は、「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」などと邦訳される。



(Public use)

アメリカをはじめとする多くの国の社会保障・福祉制度は、「援助に値する (deserving)」と思われる特定の人々に支援を限定する傾向がある。言い方をかえると、受給者あるいは政府が「受給に値する (deserving)」と個別に証明する必要がある。働いても生活が苦しい人たち (the working poor) を対象とした勤労所得税額控除 (EITC) のような、受給者の労働能力や就労意欲、金融所得、家族構成を勘案した税と社会保障給付を一体化したプログラムが最たる例の 1 つである。

さらに、多くの追加的な社会保障・福祉プログラムでは、子どもが主な対象とされている。これは、子どもが本質的に「援助に値する」存在、すなわち労働を期待されない存在として認識されているためである。

【表1】簡素な UBI と簡素でない RTC/EITC の対比

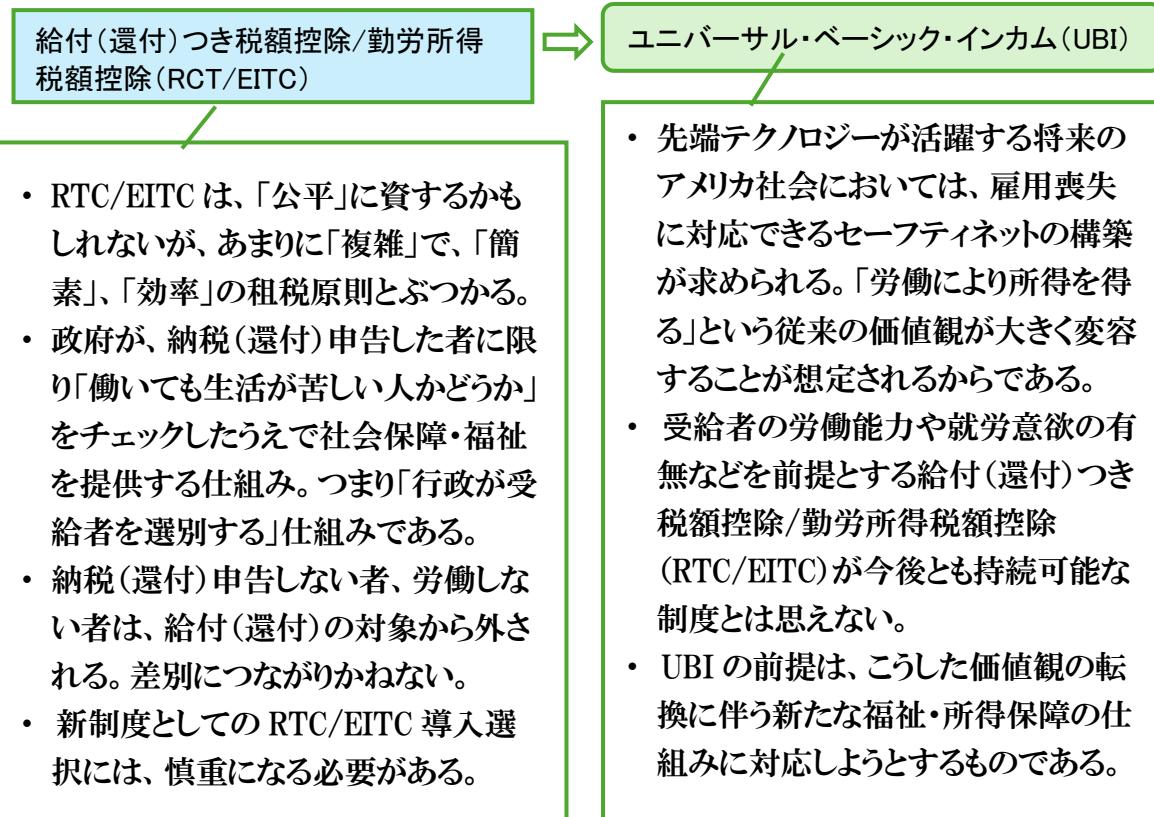
米の給付(還付)つき税額控除/勤労所得 税額控除(RTC/EITC)	ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)
《税制と社会保障・福祉を一体化/統合》	《税制と社会保障・福祉を分離/独立》
①就労要件 (work test) あり ②収入制限要件 (means test) : 非適格 所得 (投資所得) ③家族単位 ④給付は勤労所得額による。消失控除 ⑤申請または申告した者に給付	①就労要件 (work test) なし ②収入制限要件 (means test) なし ③個人単位 ④定期的現金給付 (所得) ⑤全員に給付

これに対して、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度) は根本的に異なるアプローチをとる。UBI は、受給者の労働能力や就労意欲に関係なく、政府が、子どもを含めほぼすべての個人に対して、無条件で、毎年・毎月・あるいは隔月、一定額の現金を支給する制度である。

つまり、働いているかどうかにかかわらず、また働かないという選択をした場合でも、平等に給付が行われる点が特徴である。受給者が「受給に値する」と個別に証明する必要がないという点で特徴的である。

UBI は、用途制限のない無条件の定期的な現金給付である。受給者の年齢、障害の有無、労働能力や就労意欲、金融所得、家族構成といった属性にかかわらず一律で提供される。これに対して、RTC/EITC では、形式は任意申告・申請でも、実質は当局 (課税庁) が審査したうえで「受給に値するか」を決める仕組みである。

【表2】 RTC/EITC 対 UBI



RTC/EITC は、当局が主導的役割を担い～いわば「行政が主役」で～一括(年1回)の給付(還付)をする制度設計である。「国民が主役」で「簡素」な UBI とは、本質的に大きく異なる仕組みである。

UBI(普遍的基礎所得/最低所得保障制度)は、高所得者にも一律に定額が給付されることから、再分配の観点で不公平との指摘がある。しかし、UBI を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなる。制度全体としての垂直的公平性は維持される。問題はないのではないか。

RTC/EITC で税制を「複雑」にするよりも、「簡素」な UBI で制度設計をする方が賢いのではないか。

デジタルトランスフォーメーション(DX)、自動化、生成AI(人工知能)、フィジカルAI・ロボティック(ヒト型ロボット)、アバターなど先端テクノロジーが活躍する将来のアメリカ社会においては、「労働により所得を得る」という従来の価値観が大きく変容することが想定される。もちろん、わが国でも同様であろう。

こうした技術革新は、人間の働き方や役割を再定義し、所得分配や社会保障・福祉の枠組みにも抜本的な見直しを迫っている。

UBI の前提は、こうした価値観の転換に応えて新たな福祉・所得保障の枠組みを構築しようということにある。その背景にあるのは、受給者の労働能力や就労意欲の

有無などを前提とする RTC/EITC が果たして持続可能な制度であり続けられるのかについての懸念である。

こうした時代の転換点あって、わが国では、依然として受給者の労働能力や就労意欲の有無などを前提とする給付つき税額控除を応用した RTC/EITC の導入を主張し続ける政治勢力が主流を占める。政策的な視野の狭さを露呈していると言わざるをえない。

いずれにしろ、生成 AI やフィジカル AI が人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増える時代にある。「労働により所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う次世代型の新たなセーフティネットの構築は急務である。もう少しわかりやすく一言でいうと、「先端テクノロジーによる雇用喪失に先取り対応したセーフティネット構築の必要性」である。

I 「簡素」原則から見た「給付(還付)つき税額控除(RTC/EITC)」

アメリカでは、連邦所得税はもちろんのこと、所得税を導入する州でも「勤労所得税額控除(EITC=Earned Income Tax Credit/EIC の略称もある)を導入するところが多い。州レベルの所得税を導入している 41 州のうち 31 州 + ワシントン D.C.) が独自の勤労所得税額控除(州版 EITC)を導入している。

勤労所得税額控除(EITC)は、さまざまある「給付(還付)つき税額控除(refundable tax credits)」の 1 つに分類される。勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を認め、所得が低く控除しきれない場合には一定額の所得に達するまで給付(還付)をする仕組みである。社会保障と税とを一体化したプラットフォームを介した極めて「複雑」な還付申告(給付)の仕組みである。比較的「簡素」な直接給付の仕組みとは対照的である。

連邦は、勤労税額控除(EITC)を 1975 年に導入した。わが国でも導入論議が活発化している。アジアでは、唯一、韓国が、2008 年から「勤労奨励税制(韓国版 EITC)」を導入し、2009 年 9 月から給付を開始している。韓国版 EITC は、アメリカに EITC をモデルとしたものである。

1 連邦 EITC 小史

連邦の RTC/EITC(Earned Income Tax Credit/勤労所得税額控除)は、1975 年に導入された。今日、連邦税制のなかでも重要な所得再分配政策の 1 つである。低所得の勤労者を支援しつつ、給与税(Payroll Tax)[社会保障税(social security tax)や高齢者公的医療保険の財源となるメディケア税(Medicare tax)など]負担の緩和を狙いに制度設計された。

導入当初、RTC/EITC は時限措置であった。しかし、その後、効果が評価され、1986 年の税制改革法(Tax Reform Act of 1986)で恒久化された。その後幾度か刷新され、現在にいたっている。

【表 3】連邦の RTC/EITC 小史

	動向
1975 年	フォード政権下で、低所得勤労者への還付型税額控除として導入
1986 年	税制改革法で恒久化
1990 年	ブッシュ政権下で控除額を拡大
1993 年	クリントン政権下で、とりわけ子どもがいる世帯への支援を強化。
2009 年	オバマ政権下、ARRA 法で、時限的に対象や控除額を拡大
2015 年	前記拡充措置の一部を恒久化

*なお、州レベルでは、1989年にウイスコンシン州が導入している。

RTC/EITC は、還付型(refundable)の税額控除である。このことから課税額がゼロになっても、残りの控除額が現金として還付されるのが特徴である。とくに子どもを持つ低所得世帯にとっては、生活の大きな支えになっている。

2 連邦 RTC/EITC の狙いは給与税の逆進性緩和

アメリカの場合、給与に関係する税を、一括して「給与税(payroll tax)」または「雇用税(employment tax)」と呼ぶ。また、源泉事務などを含め、「給与関係税」、「雇用関係税」と呼ぶことが多い。

給与税は、主に社会保障税(social security tax)と、高齢者公的医療保険の財源となるメディケア税(Medicare tax)からなる。本人負担分と雇用主負担分からなる。それぞれ 6.2%(社会保障税)と 1.45%(メディケア税)を折半して負担する。(ただし、自営業者(self-employed)は、本人 1 人で負担することになる。つまり、12.4%(社会保障税)と 2.9%(メディケア税)である。

このように、アメリカでは、勤労者が得る給与・賃金に対して、所得税(income tax)とは別途、給与税(payroll tax)が課される。

ところが、低所得の勤労者にとっては、所得税の負担は比較的軽いかゼロでも給与税負担が重くのしかかることがある。なぜならば、給与税は所得の額にかかわらず一定率で課税されるからである。給与税負担は、逆進性が高いのである。つまり、RTC/EITC は、こうした逆進的(regressive)な税負担を緩和するためにつくられた。

【表 4】雇用税負担軽減が狙いの RTC/EITC

- ・低所得の勤労者が支払った雇用税(社会保障税+メディケア税)を、RTC/EITC によって事実上「取り戻す」ことができる。
- ・とりわけ、RTC/EITC は還付型(refundable)だから、所得税がゼロでも、現金で還付を受けることができる。
- ・これにより、働くインセンティブを保ちつつ、実質的な手取りを増やすことができる。

このように、RTC/EITC は、「手取りを増やす(increase take-home pay)」という意味で、労働と税制の接点にある再分配政策である。

3 連邦の RTC/EITC を概観する

アメリカは、先進国の中でも際立って所得・資産格差が大きく、激しい競争社会として知られている。当然、豊かさから取り残される人々も少なくない。こうした人々を支援するため、さまざまな福祉・給付プログラムが整備されている。

代表的な支援制度のひとつが、SNAP(スナップ/Supplemental Nutrition Assistance Program／補助的栄養支援プログラム、旧フードスタンプ)である。これは、病気や高齢などの理由で働けない人々の生活費、とりわけ食費を支えるために不可欠な制度である¹。利用者は全人口の約 12%に達している。わが国の生活保護に類似した仕組みといえる。

もうひとつ注目すべき制度が、税の申告を通じて社会保障・福祉的な給付を受ける給付(還付)つき税額控除(refundable tax credits)である。勤労所得税額控除(EITC = Earned Income Tax Credit/IRC32 条)や子ども税額控除(CTC=Child Tax Credit/IRC24 条)の形で広く利用されている。これは、働いても十分な所得を得られない人たち、いわゆるワーキングプア(the working poor)を対象とした制度である。

毎年の連邦所得税の還付申告を通じて給付金を受け取る仕組みとなっている。こうした制度が発展した背景には、わが国のような年末調整のような仕組みが存在しな

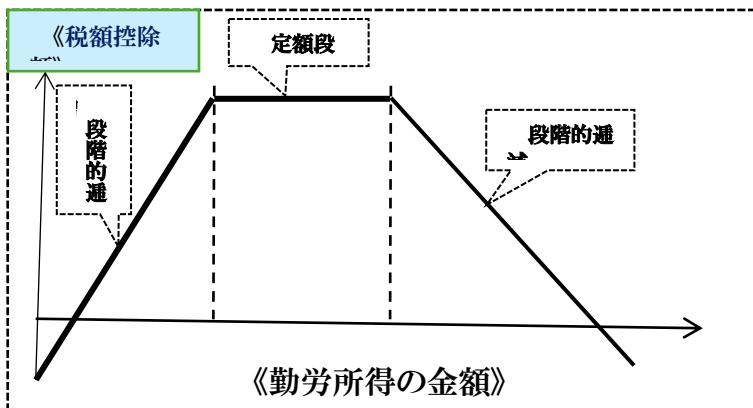
¹ ただし、SNAPでは、18歳から49歳までの扶養する子どもがいない健康な成人(ABAWDs=Able-Bodied Adults Without Dependents)の受給者に対し、次のような就労要件を課している。月に少なくとも80日間、①有償または無償の就労、②職業訓練プログラムへの参加、または③資格取得のための教育プログラムへの参加。この要件を充たさない場合、SNAPの受給は3年間のうち3か月間に制限される(いわゆる「3か月ルール」の適用/7 U.S.C. § 2015(o))。現金ではなく、専用の「EBTカード(Electronic Benefit Transfer)」に給付を受け、食料品のみ購入できる。アルコール飲料やタバコ、日用品などは購入できない。現物給付(in-kind benefits)で、連邦税法上は非課税であり、確定申告する必要がない(IRC84条【特定の農産物その他の物品の譲渡(Transfer of Certain Farm or Other Commodity Products)】)。

いこと、そして、原則としてすべての納税者が確定申告を行うというアメリカ税制の特徴も関係していると考えられる。

【表 5】勤労所得税額控除(EITC)のデザインの特質

勤労所得税額控除(EITC)：勤労所得金額の増加とともに段階的に遞増 (phase-in) した後、一定の勤労所得での段階で定額 (flat) になり、それを超えると段階的に遞減 (phase-out) し、最終的には消失する給付 (還付) つき税額控除 (refundable tax credit) を組み込むデザインである。

■納税者の所得と勤労所得税額控除(EITC)のイメージ



勤労所得税額控除(EITC)は、税と社会保障・福祉を一体化させた仕組みである。このため、申告手続が非常に複雑である²。しかも、制度の対象となるのは、就労していても生活が困難な人々である。時間的余裕の乏しく、この煩雑な手続は重い負担となっている。

こうした状況は、税制の基本原則である「簡素」や「効率」を後回しにしているとの批判を招いている。制度の「簡素」に向け RTC/EITC の見直しを求める声も高まっている。

² 給付 (還付) つき税額控除 (refundable tax credits)、勤労所得税額控除 (EITC=Earned Income Tax Credit) など邦文での紹介としては、石村耕治「勤労所得税額控除 (EITC) と税務コンプライアンス」、「代替ミニマム税の仕組み」『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 所収参照。

【コラム1】複雑化する税制、置き去りにされる「簡素」の租税原則

《租税原則/税制改革の建前とは》

「租税原則(principles of taxation / tax policy principles)」とは、租税制度の立案(租税立法)や税制改革(税革)において、目標や模範とされる基本的な理念を指す。「租税原理」や「課税原則」といった言葉も、ほぼ同じ意味で使われている。

「租税 3 原則」や「租税 4 原則」など、望ましいとされる原則や目標は、研究者や政府機関によってさまざまである。また、国や時代によっても大きく異なる。

わが国では、敗戦後のアメリカ主導による税制改革、すなわち 1949 年のシャウプ勧告以降、「公平・中立・簡素」の 3 原則が、望ましい租税原則として掲げられてきた。

■租税原則の実例

・アダムスミスの租税4原則(1776 年『富国論(The Wealth of Nations)』)

①公平の原則、②明確の原則、③便宜の原則、④徴収費用の最小化

・シャウプ勧告の租税原則(1949 年)

①公平、②中立、③簡素

・アメリカ・レーガン税制改革(1986 年)

①公平、②簡素、③経済成長

・わが国での最近の税制改革での租税 3 原則

バージョン A: ①公平、②中立、③簡素 【税制改革法 3 条】

バージョン B: ①公正、②活力、③簡素

わが国では、政府が示す基本理念が、税制改革に関する法律のなかに次のように盛り込まれている。

■税制改革法[1988(昭和 63)年]～税制改革の理念/租税原則

第 3 条[今次の税制改革の理念]

今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

その後、政府が示す租税の基本理念として、「公平」から「公正」への表現の転換が見られるようになった。「公正・活力・簡素」の 3 原則については、次のように

説明されている。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/data_history/7/housin05_3.pdf)

■ 「公正・活力・簡素」の 3 原則の具体的な意味

- (1) **公正**—自立と再挑戦を支えるセーフティネットを構築した上で、「公正」を追求し、“結果の平等”より“機会の平等”を重視すること。
- (2) **活力**—人々や企業の選択を歪めず、経済社会の「活力」を最大限発揮させること。
- (3) **簡素**—納税者にとって「簡素」かつ透明で分かりやすい税制を構築し、納税者の信頼と理解を得ること。

わが国では、租税立法・税革にあたり、政府や税財政(法)研究者などが「簡素」の租税原則に距離を置く姿勢がめだつ。その結果、税制は一層「複雑」なものになりつつある。

これに対して、アメリカなどでは、「簡素」原則を、「公平」や「効率」の原則との関係性のなかで積極的に論じる姿勢が根づいている。また、「簡素」と「複雑」双方に一定の必要性が認められる場合には、「透明性(transparency)」を通じて両者の調和を図るべきだとする考え方も見られる。

租税立法・税革における「簡素(simplification)」の原則は、「複雑(complexity)」を解消するための理念として位置づける必要がある。また、「簡素」は、「中立性(neutrality)」、「公平(equity)／公正(fairness)」、「効率性(efficiency)」と並ぶ、重要な租税原則の1つとして認識しなければならない。

ちなみに、租税原則や税革目標を選考する際には、タックス・ミクス(tax mix)や、課税ベースとして所得・消費・資産のいずれを重視するか、その配分をどのように設計するかといった、租税制度のデザイン(構築)の課題も重要になる。その際には、「簡素」の原則を忘れてはならない。

わが国では、政府や研究者は税制改革の目標に「簡素」をうたう。にもかかわらず、実際は、「公平」でないとして、やたらと税制を複雑にするのにしのぎを削っている。

その代表的なケースの1つが、近年の「消費税の簡素な帳簿方式から、より複雑なインボイス制度への移行」である。この制度変更では、益税の是正といった「公平性」が強調される一方で、「費用対効果」の視点が軽視されてしまった。税制を過度に複雑化し、税務調査の対象となるリスクを高めることは、とりわけ零細事業者にとって税務コンプライアンス(納税協力)コストの増大を招く。「簡素」や「効率」といった租税原則とぶつかる。問題なのは、政治も、インボイス制度に反対する側も、租税原則(「簡素」、「効率」)の観点からこの制度を問い合わせ直すという姿勢に欠けていることである。

《アメリカで重みを増す「簡素」原則/目標ファーストの声》

アメリカでは現在、税制改革においては「簡素」を最優先とするべきだという声が各界で高まっている。学界のみならず、産業界や政界からも、「簡素」原則を後退させるべきではないという主張が、かつてない重みをもって発信されている。主な声を拾って見る。

■アメリカで重みを増す「簡素」原則/目標ファーストの声

2025 年 米租税財団報告書「税制の複雑さは米国経済に年間 5,360

億ドル以上の損失をもたらしている(Tax Complexity Now Costs the US Economy over \$536 Billion Annually (Tax Foundation))」³。

【骨子】複雑な税制によるアメリカ納税者の諸々のコンプライアンスコスト(納税協力費)は年間 5,360 億ドル(150 円換算で 80 兆円)規模に達し、GDP の約 17%を消費していると試算。納税者にとって「制度疲労」を生む構造的問題と批判する。

2024 年 IRS 公式サイト「納税者の税務協力と負担に関する調査

(Taxpayer Compliance and Burden Research)」⁴

【骨子】タックスギャップ(課税漏れ)や納税者の納税協力負担に関する研究を公式に発表。複雑さが納税協力を阻害する要因であることを認める。

2023 年 全米経済研究所(NBER=National Bureau of Economic

Research)報告書「増大する所得税の複雑さ(Youssef Benzarti & Luisa Wallossek, Rising Income Tax Complexity(NBER))」⁵

【骨子】アメリカの所得税が年々複雑化し、納税者のコンプライアンスコストが増大していることを分析。複雑さが公平性や効率性を損ない、一般納税者に過度な負担を強いていると指摘

2022 年 研究論文「問題だらけで手にする力は少ない—なぜ低所得者が IRS の標的になるのか(Trevor Gregory Sikes, “Less Money, More Problems: Why are Lower-Income Earners Targeted by the IRS?” 41 Va. Tax Rev. 319 (2022))」

【骨子】富裕層より低所得者が税務調査の標的になる比率が高い。これは、個人納税者の大多数が低所得層(課税所得が 5 万ドル以下)に属していること。「簡素」精神を忘れ複雑怪奇になってしまった EITC(勤

³ <https://taxfoundation.org/data/all/federal/irs-compliance-complexity-tax-costs/#:~:text=In%20addition%20to%20the%20IRS%20estimates,nearly%201.8%20percent%20of%20GDP>

⁴ <https://www.irs.gov/statistics/irs-taxpayer-compliance-and-burden-research>

⁵ https://www.nber.org/system/files/working_papers/w31944/w31944.pdf

労所得税額控除)の利用者の大半が、低所得層であること。加えて、EITC 利用者は、概して税の知識が十分でなく、しかも税務専門職の関与が少ないとことから、IRS の下級職員にとっても、税務調査の標的に選定することで、成績を上げやすい常態にあると分析。

2019 年 超党派政策センター(Bipartisan Policy Center)報告書

「税務行政・納税協力・複雑・対応能力 (Jason J. Fichtner *et al.*, Tax Administration: Compliance, Complexity, and Capacity)」

【骨子】複雑な税制が納税者の信頼を損ない、納税者の納税協力や税務行政の対応能力を圧迫していると警鐘を鳴らす。

2013 年 研究論文「所得税と納税協力コスト (Rosemary Marcuss *et al.*, "Income Taxes and Compliance Costs: How Are They Related?"

66 National Tax Journal 833–854)

【骨子】税制の複雑さと所得税コンプライアンスコストの関係を、調査データと税務行政データを組み合わせた計量モデルで分析。納税者の属性や申告の複雑度によって負担が大きく異なることを示

2002 年 全米租税協会(National Tax Association)年次総会報告

「「納税者の納税協力負担の測定: ミクロシミュレーション手法 (Peter Arena *et al.*, Measuring Taxpayer Compliance Burden: A Microsimulation Approach (NTA))」⁶

【骨子】アメリカの税制は数千ページに及ぶ規則と数百種類の申告フォームを伴い、納税者が膨大な時間とコストを浪費していることをモデル化して示す。

わが国での給付(還付)つき税額控除や勤労所得税額控除(RTC/EITC)論議においても、限られた政策的視点にとらわれてはならない。「納税者の利便性」や「制度の簡素」を最優先に据え、先見性のある議論が求められる。

加えて、最新の急激な技術革新は、人間の働き方や役割を再定義し、所得分配や社会保障・福祉の枠組みにも抜本的な見直しを迫っている。生成 AI やフィジカル AI が人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増える時代にあるからである。「労働により所得を得る」という従来の価値観が大きく変容する将来にわたっても持続可能な制度を構築しないといけない。

キーワードは、「先端テクノロジーによる雇用喪失に先取り対応した、「簡素」かつ「効率」的なセーフティネット構築の必要性」である。少なくとも従来型の RTC/EITC の構築ではない。政治の自覚と責任が厳しく問われている。

⁶ <https://www.jstor.org/stable/41954302>

4 「複雑」な RTC/EITC の落とし穴

控除の段階的遞増(phase-in provisions)【所得が増えるにつれて控除や給付が段階的に「遞増」していく仕組み】や消失控除/控除の段階的遞減(phase-out provisions)【一定の所得水準を超えると控除額が徐々に「遞減」し、最終的にゼロになる仕組み】を使うことで、税制をより「公平」にはできるのかも知れない。しかし、RTC/EITC 制度をやたらと「複雑」にし、的確な納税申告、タックスコンプライアンス(納税協力)を困難にしている。

とりわけ、勤労所得税額控除(EITC)利用者の多くは、働いても生活が苦しい低所得者(the working poor)である。こうした層の納税者は日々の生活をするのに精いっぱいである。税の申告に多くの時間を費やしてはいられない。

アメリカ連邦個人所得税の 2024 年申告(2023 年分)を例にすると、約 2,600 万世帯が、連邦の RTC/EITC 関係の還付申告をしている。しかし、過誤還付、過大還付の比率は例年 25% 前後にものぼる⁷。「複雑さ」がその最大の原因になっているとの指摘がある⁸。このように、「複雑」な制度設計は、一般納税者には明らかに「好ましくない」。

過誤還付、過大還付が見つかれば、課税庁(IRS)は、還付申告をした人に対する税務調査を実施することになる。RTC/EITC 関係の税務調査では、実地の調査は稀であり、ほぼ「文書による税務調査(correspondence audits)/お尋ね」で実施される。このことから、税務専門職の関与なしの調査が一般的である。

(1) GAO の「RTC 報告書」

連邦の政府検査院(GAO=Government Accountability Office)は、2016 年に、「給付(還付)つき税額控除(RTC)に関する報告書(Report on Refundable Tax Credits/以下「RTCT 報告書」ともいう。)」(GAO-16-475)を公表している⁹。

⁷ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』前記・注 2、582 頁以下参照。また、EITC をめぐる自発的納税協力問題について詳しくは、拙論「給付(還付)つき税額控除をめぐる税財政法の課題: アメリカの「働いても貧しい納税者対策税制を検証する」白鷗法学 15 卷 1 号参照。CRS, "The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It," (updated Nov. 12, 2023).

⁸ See, Danial Shaviro, "The Minimum Wage, the Earned Income Tax Credit and Optimal Subsidy Policy," 64 U. Chi. L. Rev. 405, at 408-9 (1997); Lawrence Zelenek, "Complex Tax Legislation in the Turbo Tax Era," 1 Colum. J. Tax. L. 91 at 113-16 (2010).

⁹ See, GAO, Refundable Tax Credits: Comprehensive Compliance Strategy and Expanded Use of Data Could Strengthen IRS's Efforts to Address Noncompliance (May 2016, GAO-16-475).

RCU 報告書のなかで GAO は、夫婦合算申告(MFJ=married filing jointly)を基本とする EITC(勤労所得税額控除)や CTC(子ども税額控除)のような給付(還付)付き税額控除(RTC)について、制度が過度に複雑化していると指摘する。そのうえで、具体的な事例を挙げながらその問題点を明らかにしている(21 頁)。

【表 6】 GAO の RTC 報告書で紹介された事例

- ①女性は、前年の 1 月に夫と別居し、同居をやめたが、法的にはいまだ婚姻関係にある。彼女は子どもたちの監護権を持っている。この場合、「世帯主(head of household)」として申告できるため、RTC/EITC の申請資格がある可能性が高い。
- しかし……もし別居が前年の 11 月であった場合、その年の後半 6 か月間、夫と別居していなかったことになるため、「世帯主」として申告できず、EITC の申請資格がない可能性が高い
- ②18 歳の女性とその娘が、前年の 11 月に実家(彼女の両親の家)に戻ってきた。この場合、彼女が自分自身と子どもを扶養していたのであれば、RTC/EITC の申請資格がある可能性が高い。
- ③若い男性が、交際中の女性とその 2 人の子どもと同居し、生活を支えている。彼とその女性は以前結婚していたが、離婚後に再び一緒に暮らしている。この場合、子どもたちは彼の繼子(stepchildren)とみなされるため、親族関係要件を満たし、RTC/EITC の申請資格がある可能性が高い。
- しかし……もし彼とその女性が一度も結婚していなかった場合、子どもたちは彼と法的な親族関係にないため、RTC/EITC の申請資格はない可能性が高い。



(Public use)

これらのケースからは、多くの納税者にとり正確に申告することが困難となっている現状が浮き彫りになる。理由は、RTC/EITC 制度が極めて複雑であるためである。さらに、GAO の RTC 報告書(43 頁)では、税務の専門職などが関与した申告であっても、過大申告を指摘されるケースが多発していることが示されている。その割合(2009~2011 年)については、図表を用いて視覚的に説明されている。

【表 7】RTC/EITC の過大申告割合

登録税務士(EA)関与申告～27%
申告代行業者関与申告～34%
公認会計士(CPA)関与申告～28%
ボランティア関与申告～16%
本人申告～27%

IRS が過大申告を含む過誤申告・不正申告があったと判断した場合、IRS は「お尋ね(文書による税務調査)」を通知し、納税者に対して調査を実施する。IRS の現行手続きでは、通知に応答しなかった納税者に対して、自動的に RTC/EITC(勤労所得税額控除)の適用禁止が取られる仕組み(ban letter の送付)になっている。また、その禁止処分に納得できない場合、納税者自身が不当であることを証明しなければならない。

IRS は、納税者による RTC/EITC 申告を不適切と判断した場合には、たとえその納税者が本来の適格要件を満たしていたとしても、最大 2 年間にわたり RTC/EITC の申請を禁止することができる。

納税者は、IRS の処分に不服な場合、IRS 独立審査部門(Office of Appeals)に対して異議申立てを行うことができる。異議申立てで解決しない場合には、連邦税務裁判所(U.S. Tax Court)に提訴する手続を踏まないといけない。経済的弱者や英語に不慣れな納税者にとって、手続きがかなりの負担となる。

この報告書で、GAO の RTC 報告書では、「給付(還付)つき税額控除の評価基準は、効率、平等、簡素である(Efficiency, Equity, and Simplicity Are Standard Criteria for Evaluating Tax Credits)」とし、制度の見直しが急務であると示唆する(52 頁以下)。

(2)「複雑」がもたらす「制度的トラップ」の典型

一方、研究者なども、RTC/EITC 制度の「複雑」さが、税務調査や RTC/EITC 適用禁止処分が多発する原因だとする見方が強い。

研究論文「問題だらけで手にする力ネは少ない—なぜ低所得者が IRS の標的になるのか(Trevor Gregory Sikes, “Less Money, More Problems: Why are Lower-Income

Earners Targeted by the IRS?" 41 Va. Tax Rev. 319 (2022))」では、RTC/EITC の課題を含め、次のような興味のある研究結果を公表している。

【表 8】「なぜ低所得者が IRS の標的になるのか」

富裕層より低所得者が税務調査の標的になる比率が高い。これは、個人納税者の大多数が低所得層(課税所得が 5 万ドル以下)に属していること。低所得層の多くが「簡素」精神を忘れ複雑怪奇になってしまった RTC/EITC(勤労所得税額控除)を利用していること。加えて、RTC/EITC 利用者は、概して税の知識が十分でなく、しかも税務専門職の関与が少ないとから、IRS の下級職員にとつても、税務調査の標的に選定することで、成績を上げやすい常態にある。

RTC/EITC 自体は、税制を通じた貧困層向けの社会保障・福祉政策実施手段として一定の評価を得ている。しかし、税務の知識が十分でない移民や経済的弱者である納税者が、強大な課税権力に一人で立ち向かうことを強いられる。

このことは、税と社会保障・福祉とを一体化し、税を介した給付の仕組みは、一見合理的に見えるものの、人権に著しいインパクトを及ぼすとの負の評価につながる。不正申告を疑われ、税務調査が長引くと、還付が遅れる。働いても貧しい家族はさらに困窮をきわめることになるからである¹⁰。

しかも、納税者は、単純な過誤申告(reckless claim)を問われた場合でも 2 年間 RTC/EITC の適用が受けられなくなる(IRC32 条 k 項 1 号 B・ii)。一方、虚偽申告(fraudulent claim)を問われた場合には、10 年間 RTC/EITC の適用が受けられなくなる(IRC32 条 k 項 1 号 B・i)。

こうした RTC/EITC の制度設計から明らかになることがある。それは、RTC/EITC は本来、所得支援を目的とする制度であるのにもかかわらず、「複雑」な制度設計が原因で、納税者が意図せずに違反しやすい状況を生み出していることである。

結果として、「複雑」さが、処罰対象を選別する仕組みとして機能してしまっている。このように、制度の過度な複雑性が原因で所得支援が制裁に転化する構造は、まさに「制度的トラップ(Administrative Trap / Policy Trap)」の典型である。

¹⁰ See, Michelle Lyon Drumbl, "Tax Enforcement at the Intersection of Social Welfare and Vulnerable Populations," 2024 Wis. L. Rev. (2024). 587; Francine J. Lipman, "Symposium: Tax Advice for the Second Obama Administration," 40 Pepp. L. Rev. 1173 (2013).

【表 9】様式 1040 勤労所得税額控除控除別表: 適格子ども情報申告書

SCHEDULE EIC (Form 1040)		Earned Income Credit Qualifying Child Information		OMB No. 1545-0074 2024 Attachment Sequence No. 43							
Department of the Treasury Internal Revenue Service		Complete and attach to Form 1040 or 1040-SR only if you have a qualifying child. Go to www.irs.gov/ScheduleEIC for the latest information.		Your social security number							
Name(s) shown on return											
If you are separated from your spouse, filing a separate return, and meet the requirements to claim the EIC (see instructions), check here <input type="checkbox"/>											
Before you begin:											
<ul style="list-style-type: none"> • See the instructions for Form 1040, line 27, to make sure that (a) you can take the EIC, and (b) you have a qualifying child. See also Pub. 596. • Be sure the child's name on line 1 and social security number (SSN) on line 2 agree with the child's social security number. If not, we may reduce your EIC. If the name or SSN on the child's social security card is not correct, call the Social Security Administration at 800-772-1213. • If you have a child who meets the conditions to be your qualifying child for purposes of claiming the EIC, but that child doesn't have an SSN as defined in the instructions for Form 1040, line 27, see the instructions. 											
 CAUTION <ul style="list-style-type: none"> • You can't claim the EIC for a child who didn't live with you for more than half of the year. • If your child doesn't have an SSN as defined in the instructions for Form 1040, line 27, see the instructions. • If you take the EIC even though you are not eligible, you may not be allowed to take the credit for up to 10 years. See the instructions for details. • It will take us longer to process your return and issue your refund if you do not fill in all lines that apply for each qualifying child. 											
Qualifying Child Information <table border="1"> <thead> <tr> <th>Child 1</th> <th>Child 2</th> <th>Child 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>First name _____ Last name _____</td> <td>First name _____ Last name _____</td> <td>First name _____ Last name _____</td> </tr> </tbody> </table>						Child 1	Child 2	Child 3	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____
Child 1	Child 2	Child 3									
First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____									
1 Child's name <small>If you have more than three qualifying children, you have to list only three to get the maximum credit.</small>											
2 Child's SSN <small>The child must have an SSN as defined in the instructions for Form 1040, line 27, unless the child was born and died in 2024 or you are claiming the child's EIC (see instructions). If your child was born and died in 2024 and did not have an SSN, enter "Died" on this line and attach a copy of the child's birth certificate, death certificate, or hospital medical records showing a live birth.</small>											
3 Child's year of birth <small>Year _____ <i>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse, if filing jointly), skip lines 4a and 4b; go to line 5.</i></small>	<small>Year _____ <i>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse, if filing jointly), skip lines 4a and 4b; go to line 5.</i></small>	<small>Year _____ <i>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse, if filing jointly), skip lines 4a and 4b; go to line 5.</i></small>									
4a Was the child under age 24 at the end of 2024, a student, and younger than you (or your spouse, if filing jointly)? <small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> <i>Go to line 4b.</i></small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> <i>Go to line 4b.</i></small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> <i>Go to line 4b.</i></small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> <i>Go to line 4b.</i></small>								
b Was the child permanently and totally disabled during any part of 2024? <small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> The child is not a qualifying child.</small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> The child is not a qualifying child.</small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> The child is not a qualifying child.</small>	<small><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <i>Go to line 5.</i> The child is not a qualifying child.</small>								
5 Child's relationship to you <small>(for example, son, daughter, grandchild, niece, nephew, eligible foster child, etc.)</small>											
6 Number of months child lived with you in the United States during 2024 <small> <ul style="list-style-type: none"> • If the child lived with you for more than half of 2024 but less than 7 months, enter "7." • If the child was born or died in 2024 and your home was the child's home for more than half the time they were alive during 2024, enter "12." </small>	<small>Do not enter more than 12 months.</small>	<small>Do not enter more than 12 months.</small>	<small>Do not enter more than 12 months.</small>								

For Paperwork Reduction Act Notice, see your tax return instructions. Cat. No. 13339M Schedule EIC (Form 1040) 2024

RTC/EITC の適用では、低所得層や教育機会の少ない納税者が「知らない人」として不当に罰せられるリスクがある。その一方で、「もっとよく知っている人」が制度を巧妙に利用しても見逃されるケースが出てくる¹¹。RTC/EITC の的確な運用には、税務支援態勢の整備が不可欠である。

(3) IRS 納税者権利擁護官サービス(TAS)とは

RTC/EITC(勤労所得税額控除)は制度設計が極めて複雑である。このため、経済的弱者や移民労働者(いわゆるワーキングプア)は過誤申告に陥りやすい。結果として IRS による RTC/EITC の適用禁止措置など、「制度的トラップ」に巻き込まれやすい。

こうしたトラップに捕まり、不利益を被った納税者が駆け込み救済を求められるセーフティネットとして設けられているのが、IRS 納税者権利擁護官サービス(TAS= Taxpayer Advocate Service)である¹²。

¹¹ See, Michelle Lyon Drumbl, "Those Who Know, Those Who Don't, and Those Who Know Better: Balancing Complexity, Sophistication, and Accuracy on Tax Returns," 11 Pitt. Tax Rev. 113 (2013).

¹² IRS tax volunteers <https://www.irs.gov/individuals/irs-tax-volunteers>

TAS は、制度上の不備や執行上の問題に直面した納税者の声を拾い上げ、個別救済と制度改善の両面で活動するオンブズパーソン機関である。RTC/EITC の運用や納税者支援の現場でも重要な役割を果たしている。

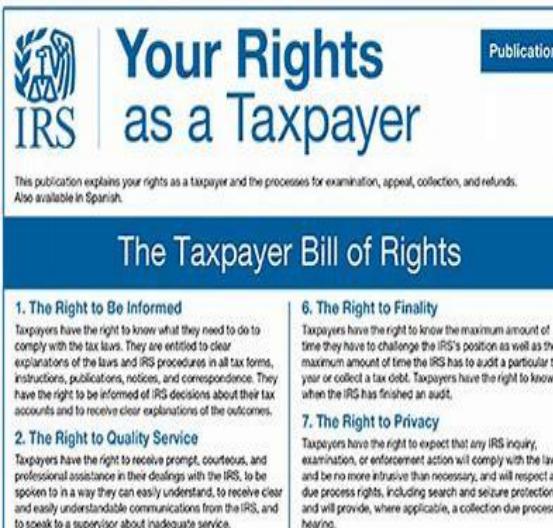
その背景には、RTC/EITC の利用者の多くがワーキングプアであり、税務の専門家に依頼する経済的余裕がないという現実がある。

さらに TAS は、VITA や LITC などの民間ボランティアによる無償税務支援プログラムと連携し、複雑な税制のもとで困難を抱える納税者を支援する体制の一翼を担っている。

【コラム2】アメリカ連邦の「納税者権利憲章法」と「納税者権利擁護官」のパッケージ

アメリカは、連邦および諸州において、**納税者権利保障(納税者権利憲章)法/憲章(法)**を早くから制定している。また、連邦課税庁(IRS)は、連邦の憲章(法)をわかり易い言葉で書いたパンフ『納税者としてのあなたの権利(Your Rights as a Taxpayer)』を作成し、納税者に配布している。

加えて、税務職員からの不当な事実行為に対する納税者からの苦情を救済するために、**納税者権利擁護官**サービス(TAS=Taxpayer Advocate Service)を提供している。



(Public use)

《TAS の使命》

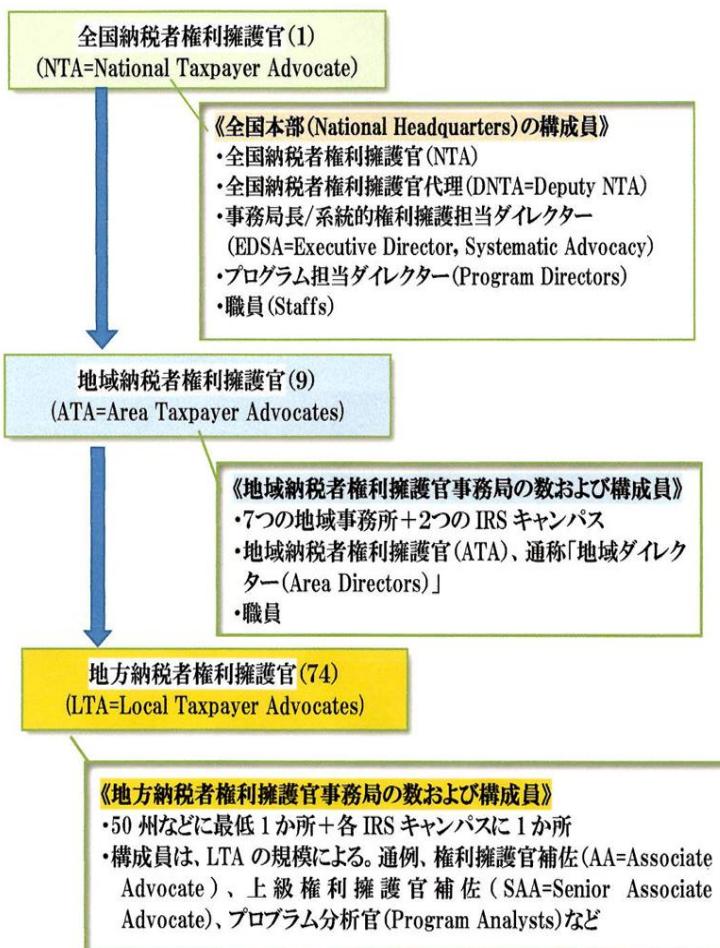
- 納税者権利擁護官サービス (TAS=Taxpayer Advocate Service) では、個人や事業者である納税者が IRS のによる税務事務処理を通じて受け、通常のルートでは解決できない不合理な納税事務の取扱い、あるいは法令や通達上の不備などから受けた不当な課税取扱いについての苦情や調査依頼を

処理する任務を負っている。TAS は、「IRS（課税庁）とトラブルを抱えた納税者のセーフティネット」を提供する存在である。

《TA の人数と処理件数》

- 連邦課税庁 (IRS/内国歳入庁) には非常勤を含めると約 9 万 5,000 人の職員がいる。年間 2 億件以上の納税申告を取り扱っている。そのうち、IRS 内にある納税者権利擁護官サービス (TAS) には 2,200~300 人の職員がいる。全米 74 か所で年間約 30 万件の苦情の処理や救済依頼に応じている。
- わが国の納税者支援調整官は担当者や処理件数でもこの数には到底及ぶまい。しかしこの差は、単なる人口規模の違いではなく、納税者支援政策の遅れからくるものであろう。

■ 全国納税者権利擁護官(NTA)の組織



《納税者救済命令と発出件数》

- 事務手続を統一的に取り扱うために、全国納税者権利擁護官(NTA)は、IRS との間でトラブル(紛争)を抱えた納税者から地方納税者権利擁護官(LTA)に申出のあった苦情処理に関する複数の手引書(guidance)を作成・発出している。

- ・ **納税者権利擁護官 (TA)** は、税務当局と納税者との間に“行司”、“レフリー”として参加するような中立的な仲裁者・調整官 (neutral arbitrator) ではない。納税者の側に立って、積極的に納税者の権利利益を代理する権利擁護者 (advocate on behalf of the taxpayer) である。
- ・ 納税者権利擁護官 (TA) は、納税者の支援を行うために必要な場合、**納税者救済命令 (TAO=Taxpayer Assistance Order)** を発することができる。
- ・ 2020 財政年を例にすると、TA が発した TAO の優に 1 万件を超える ([JRC21_APP_05.pdf](#)/In Fiscal Year 2020, TAS issued over 10,000 TAOs)。



(Public use)

《TAO の発出要件》

- ・ 納税者権利擁護官 (TA) は、IRS の執行/コンプライアンス部門の職員による税法の執行方法によって納税者が著しい苦境に陥っているまたは陥るおそれがあると判断する場合に、納税者支援命令 (TAO) を発することができる。
- ・ 一般に、納税者は、次の場合に、納税者権利擁護官 (TA) に救済を求めることができる。
 - ①自己の権利を護るために専門職に代理を求めた場合の費用により著しい負担その他経済的な苦境に陥ると思う場合、
 - ②自己の課税問題に 30 日以上の期間を費やしても解決に至らない場合、または
 - ③IRS が約束した期限までに応答がないとかで、納税者自身では問題の解決ができない場合など。

《NTA が公表する年次報告書の種類》

- ・ 全国納税者擁護官 (NTA) は、3 種類の年次報告書 (Annual Report to Congress) を作成し、連邦議会や内国歳入庁長官 (Commissioner of IRS/IRS 長官) に提出している。

■ NTA が発行する 3 種の年次報告書

年次活動報告書(Annual Report)

活動計画報告書(Objectives)

パープルブック(Purple Book/紫書)

- IRS 長官は、NTA が作成にあたっている年次報告書に指示を出すことはできない。
- NTA は、年次報告書に、個々の「納税者の声」を代弁する形で IRS の税務行政実務の改善に必要な点に加え、納税者の権利擁護の「制度全般の見直し」に必要な立法的改善点を含め建議するように求められる。

④民間ボランティアによるさまざま税務支援態勢

EITC(勤労税額控除)のような給付(還付)つき税額控除(RTC)の申告支援には、有償の税務専門職や申告代行業者も参加している。しかし、ワーキングプアの還付申告は大量である。税の専門職だけでは対応しきれない。民間ボランティアによる無償の税務支援が欠かせない存在になっている。

アメリカにおける民間ボランティアによる無償の税務支援プログラムはさまざまである¹³。

【表 10】アメリカの民間ボランティアによる税務支援プログラムの種類

- ①ボランティア所得税援(VITA=Volunteer Income Tax Assistance)プログラム
- ②高齢者向け税務相談(TCE=Tax Counseling for Elderly)プログラム
- ③学生タックスクリニック(STC=Student Tax Clinic) プログラム
- ④低所得納税者クリニック(LITC=Low-Income Taxpayer Clinics) プログラム
- ⑤IRS 納税者支援センター(TAC=Taxpayer Assistance Center)
- ⑥軍族税務支援プログラム(IRS Military Tax Resources/ Military Tax Experts Alliance)
- ⑦その他

アメリカでな民間ボランティアが提供する無償の税務支援サービス利用状況もプログラムのより異なる。

例えば、①ボランティア所得税援助(VITA)【原則年収 6 万ドル以下の稼得者向け】や②高齢者【原則 60 歳以上】向け税務相談(TCE)を取り上げて見ても、毎年、勤労

¹³ 邦文での詳しい分析としては、石村耕治「民間ボランティアによる税務支援プログラム」『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 前記・注 2、532 頁以下所収参照。

所得税額控除(EITC)の還付申告を含め、確定申告期に、おおむね全米 11,000 か所で 8 万人を超える市民がボランティアとして連邦所得税の電子/文書申告支援サービスを提供している。



(Public use)

(4) 行動経済学的支援は

こうした支援には、行動経済学(Behavioral Economics)の視点からのナッジ(nudge/後押し)も含まれるとする声もある。つまり、働いても貧しいというステイグマ(烙印)と心理的障壁(Stigma and Psychological Costs)から納税者を開放する必要がある。行動経済学では、選択肢の提示方法(choice architecture)、ナッジ(nudge)が意思決定に大きな影響を与えるとされる。このことから、還付申告による EITC の利用を促す通知やリマインダーをすること、その際の IRS からの通知文のトーン改善(強権的→ナッジ)が必要とされる¹⁴。

すでにふれたように、ナッジ(nudge)は英語である。「軽くひじ先でつつく、背中を押す」、「行動をそっと後押しする」、「肩たたき」という意味である。行動バイアス【人間の意思決定が、合理的な判断から逸れてしまう傾向やクセ】を変えてもらうために、罰則やあからさまな権力規制で行動を制限せず、行動経済学的介入で無意識に働きかけて本人が良い選択をするよう誘導するのが狙いである。

加えて、EITC の適用にあたり確定申告上の困難を抱える納税者に対しては、AI(人工知能)を活用した次世代型の「記入済申告書(pre-filling tax)」制度が有効な支援策になるとする見方もある¹⁵。すでにふれたように、RTC/EITC は申請要件が複雑で、誤りも多い。この点、記入済申告書制度導入で対応すれば過誤申告のリスクが減る。加えて、還付申告の心理的・時間的コストが下がるという趣旨である。

¹⁴ See, Leslie Book, David Williams, & Krista Holub, "Insights from Behavioral Economics Can Improve Administration of the EITC," 37 Va. Tax Rev. 177 (2018).

¹⁵ See, Ariel Jurow Kleiman, "Taxing the Working Poor: Income Tax Administration and Noncompliance in the EITC" 11 Harv. L. & Pol'y Rev. 233 (2017).

5 頓挫した「書かない申告」による RTC/EITC コンプライアンスの「簡素」化

文書申告から電子申告への移行が急速に進んでいる。連邦個人所得税申告のうち、約 9 割以上が電子申告(e-file)である。いまや文書(紙)申告はごく少数派である。これは、最新のデータからも読み取れる¹⁶。

「給付(還付)つき税額控除」とは、給付を受けるには、必ず所得税の還付申告をしないといけない。言いかえると、給付(還付)つき税額控除の仕組みを活用した勤労所得税額控除(EITC)の適用を受けるための還付申告書[様式 1040]や別表 EIC[勤労所得税額控除明細書(Schedule EIC: Earned Income Tax credit)]を連邦課税庁(IRS)に必ず提出しないといけない。ところが、EITC の仕組みは複雑怪奇である。税の知見の乏しい人たちには、これらの書式の作成は、電子申告でも容易ではない。

事務系の仕事はかなり AI(人工知能)に代替される時代である。AI(人工知能)を駆使した次世代型の「記入済申告書(書かない確定申告/pre-filling tax system)制度」を導入すれば、これらの書式作成は容易になるのではないか。移民や経済的弱者救済のための新たなソリューションを探るべきである、との声が高まる。

こうした声に応えて、バイデン前政権は、政権末期に、連邦個人所得税申告について「書かない確定申告」システム、「ダイレクトファイル(DF=Direct File)」プログラム、を本格稼働させた。ダイレクトファイル(DF)プログラムは、連邦課税庁(IRS)が指定する所得については、ユーザーである納税者が無料で直接 IRS に電子申告できる仕組みである。

このプログラムは、パイロット運用された後、2024 年分の連邦個人所得税申告をする 2025 年 4 月から恒久化された。州がダイレクトファイル(DF)プログラムで連邦課税庁(IRS)とタイアップを望めば、その州の納税者は、連邦所得税と州所得税とを連動させて電子申告がされることになった。



¹⁶ IRS, SOI Tax Stats - Filing season statistics. [Filing season statistics | Internal Revenue Service](https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-filing-season-statistics)

【コラム3】アメリカの電子申告の仕組み

IRS は、これまで連邦個人所得税向けに 2 つの電子申告インフラ/ツールを提供してきた。そして、2024 年確定申告(2023 年分)からは 3 つ目の電子申告インフラ/ツールを提供し始めた。3 つのタイプの概要は次のとおりである。

■IRS の電子申告インフラ/ツールの種類

①「イーファイル(e-file)」
②「フリーファイル(Free file)」
③「ダイレクトファイル(DF=Direct File)」

《連邦の電子申告の推移》

1986 年 イーファイル(e-File)

【導入の経緯】イーファイル(e-File)は、IRS が 1986 年にはじめて試行を開始。2004 年に、現代化したイーファイル(e-File)を導入。2022 年確定申告では、1 億 5,000 万人超の個人所得税申告がイーファイル(e-File)で提出された。

【特徴】イーファイル(e-File)は、IRS があらゆる電子申告を背後で支援するシステム。市販の有償の税務申告ソフトを使って確定申告する納税者向け

2002 年 フリーファイル(Free File)

【導入の経緯】IRS は、フリーファイル(Free File)プログラムを 2002 年に導入。2024 年確定申告では、290 万人の個人納税者が、無償のフリーファイルを使って電子申告。[なお、2025 年確定申告では、調整総所得(AGI)84,000 ドル以下の納税者が対象]

【特徴】フリーファイルプログラムは、納税申告ソフト企業と IRS との官民連携で、所得制限内の適格納税者に対して無償のオンライン納税申告を提供するもの。ボランティア所得税援助(VITA)や高齢者向け税務相談(TCE)など民間の税務支援プログラムでも、この無償アプリ(ソフト)を利用。2023 年確定申告では、260 万件の電子申告に利用、67,476 人の市民ボランティアが参加。[IRS announces extension of Free File program through 2029 | Internal Revenue Service](#)

2023 年 ダイレクトファイル(DF=Direct File)

【導入の経緯】IRS のダイレクトファイル(DF=Direct File)プログラムは、2022 年インフレ削減法(IRA)¹⁷に基づいて、前バイデン政権が導入。IRS は、ダイレクトファイル(DF=Direct File: 正式名称は free direct efile tax return system)を、2023 年に試行後、2025 年 1 月 15 日からはじまった 2024 年分の確定申

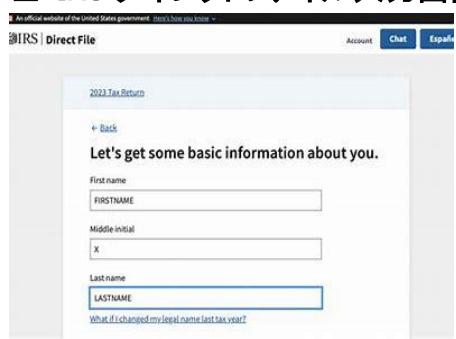
¹⁷ [Inflation Reduction Act of 2022 | Internal Revenue Service](#)

告から本格稼働。2024 年確定申告(2025 年分申告)の試行には、12 州から約 12 万件の参加があった。2024 年 5 月 30 日の連邦財務省報告によると、IRS ダイレクトファイル(DF)利用者のおおよそ 75% が満足との評価をくだしたものである。これを受け、IRS は恒常利用に舵を切るとアナウンスした。¹⁸ ちなみに、2025 年確定申告(2024 年分申告)で、IRS は、3,000 万件を超えるダイレクトファイル(DF)の利用を想定している。

《一目でわかるダイレクトファイル(DF=Direct File)》

- ・「ダイレクトファイル(DF)」は、民間のソフトウェアプロバイダーが参加する非営利組織である「Free File Alliance (FFA) と IRS が官民共同で提供する電子確定申告(記入済み確定申告)サービス」
- ・IRS のウェブ(ポータル)サイトには、ダイレクトファイル(DF)プログラムに参加しているすべてのソフトウェアプロバイダーがリストアップされ、納税者はこのリストを利用して、自身に最適のプロバイダーを選択し、PC またはスマートやタブレットなどの移動端末を使い無償で確定申告ができるプログラム
- ・ダイレクトファイル(DF)は、すべての申告資格(単身者、夫婦合算、夫婦個別申告、適格寡婦/寡夫、特定世帯主など)に対応している。ただし、調整後総所得(AGI=Adjusted Gross Income)が一定金額【2025 年 1 月 15 日から始まった 2024 年分申告においては、単身者申告の場合は 75,000 ドル /10,500,000 円(1 ドル=140 円換算)、夫婦合算申告の場合は 100,000 ドル /14,000,000 円】以下の給与所得者・年金所得者などに限定される。

■ IRS ダイレクトファイル入力画面



(public use)

- 1 **無料で利用可能**: 全ての納税者は無料で連邦税の申告を行うことができる。
- 2 **多言語対応**: 英語とスペイン語で利用できる。
- 3 **デバイス対応**: モバイル端末(スマートフォン・タブレット)、パソコンなど、多様なデバイスで利用可能

¹⁸ See, Press Releases: U.S. Department of the Treasury, IRS Announce Direct File as Permanent Free Tax Filing Option, All 50 States and D.C. Invited to Join in Filing Season 2025 <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2385>

- 4 **インタビュー形式**: 各種情報を入力する手間が軽減できるように、簡単なインタビュー形式で申告を進めることも可能
- 5 **ライブチャット**: IRS の担当者によるバイリンガル(英語とスペイン語)の技術的なサポートや基本的な税法の質問に対応したライブチャットサポートが提供され、申告プロセスの任意のステップでサポートを受けることが可能
- 6 **API 構築**: 納税者が連邦税申告データを第三者ツールにシームレスに移行できるように、アプリケーションプログラミングインターフェース(API)が構築されている。
- 7 **対象となる州**: 2025 年確定申告(2024 年分申告)では、2024 年確定申告(12 州)[2025 年確定申告 +12 州]の納税者を対象としたパイロットプログラムとして実施された。

【参加州】[2024 年確定申告・12 州 *] ①アリゾナ州、②カリフォルニア州、③フロリダ州、④マサチューセッツ州、⑤ネバダ州、⑥ニューハンプシャー州、⑦ニューヨーク州、⑧サウスダコタ州、⑨テネシー州、⑩テキサス州、⑪ワシントン州、⑫ワイオミング州

[2025 年確定申告・+12 州 **] ①アラスカ州、②コネチカット州、③アイダホ州、④カンザス州、⑤メイン州、⑥メリーランド州、⑦ニュージャージー州、⑧ニューメキシコ州、⑨ノースカロライナ州、⑩オレゴン、⑪ペンシルベニア州、⑫ワイオミング州

* ただし、12 州のうち、①アリゾナ州、②カリフォルニア州、④マサチューセッツ州、⑦ニューヨーク州を除く 8 州には州所得税がない[⑥ニューハンプシャー州や⑪ワシントン州には一定額を超える金融所得課税がある。]。州所得税がある 4 州がダイレクトファイル(DF)と連携する形で無料の申告ツールを提供する。

** ただし、+12 州のうち、①アラスカ州には州所得税がない。

- 8 **対応している申告**: 様式 1040[連邦個人所得税申告書(Form 1040: U.S. Individual Income Tax Return)]や様式 1040-SR[高齢者向け連邦税申告書(Form 1040-SR: U.S. Tax Return for Seniors)]。以下の総合課税所得項目や一定の控除項目に対応している。

- ①給与
- ②利子
- ③退職所得
- ④失業補償給付
- ⑤社会保障給付
- ⑥標準控除

- ⑦学生ローン利息控除
- ⑧教育費控除
- ⑨子ども税額控除その他扶養家族のための控除
- ⑩勤労所得税額控除(EITC)
- ⑪自己負担分医療費貯蓄口座(HSA)控除
- ⑫その他

9 対応していない所得

- ①事業所得
- ②不動産所得
- ③外国所得
- ④配当所得
- ⑤キャピタルゲイン
- ⑥医療費、州および地方税、住宅ローン利息、公益寄附金などの控除
- ⑦事業経費控除(実額控除)
- ⑧非居住者の申告

ところが、トランプ 2.0 政権は 2025 年 7 月 30 日、行政措置として IRS のダイレクトファイル(DF)プログラムを終了させる方針を発表した。この決定により、2026 年 1 月から始まる 2025 年分の確定申告シーズンを前に、次世代型 DF プログラムは中止に追い込まれた¹⁹。



Direct File is closed. More information will be available at a later date.

(Public use)

終了方針が示されるまで、DF プログラムには全米で 25 州が参加し、州所得税と連動して連邦所得税の電子申告が可能となるなど、制度は着実に拡大・発展していた。それだけに、今回の突然の中止は大きな波紋を呼んでいる。

¹⁹ この決定の背景には、「バイデン、オバマの政策潰し大好き」のトランプ大統領の反抗がある。加えて、一部の民間税務申告サービス業者 (H&R Block など) や申告ソフト業者 (TurboTax など) のロビー活動や、彼らと組みした「DF は民業圧迫」、「税金の無駄遣い」とする連邦議会共和党議員からの批判がある。これらの事業者により、無償の DF は、強力な競争相手で、DF の拡大は死活問題であるからである。しかし、DF のユーザーである納税者からは、「簡素で便利な DF をなぜすぐやめるか?」と、反発の声も上がっている。

トランプ政権のプログラム終了方針に足並みをそろえるように、連邦財務省は、2025 年 10 月 2 日に、連邦議会あてに『ディレクトファイルの置換えに関する報告書 (Report on the Replacement of Direct File)』を公表した²⁰。この財務省報告書では、「ディレクトファイルプログラムへの参加率は低く、運営コストは高かった。一方で、長年民間の税務申告ソフト企業と官民連携で提供されている既存のフリーファイル (Free File) プログラムは、十分な普及も最適化もされていなかった。」としている。トランプ大統領を理不尽な決定を忖度した報告内容のように見える。

デジタル化による EITC の執行・申告の「簡素」化の試みは、トランプ 2.0 政権の登場により頓挫したように見える。

2026 年 1 月にはじまった(2025 年分申告)確定申告シーズンには、納税者は、既存のフリーファイル (Free File) プログラムを使うよりない²¹。しかし、ユーザーは収入(調整総所得/AGI)上限がある。2026 年申告(2025 年分)の上限は 84,000 ドル(150 円換算で、1,260 万円)である。

連邦所得税では、タックスインデクセーション、すなわち物価スライド税制(インフレ自動調整税制)を採用している。連邦課税庁(IRS)が、インフレ率を機械的の算定し、毎年スケジュールとして標準控除や税率区分など各種調整項目についてのインフレ調整額を、レベニュー・プロシージャー(Revenue Procedure)で公表する仕組みになっている。IRS は、2025 年 10 月 25 日に 2026 課税年(1 月～12 月)のインフレ自動調整額を盛った Revenue Procedure 2025-32 (<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-25-32.pdf>) を公表した。

このレベニュー・プロシージャーには、標準控除額や税率区分などの改定はあった。ところが、フリーファイル (Free File) の無償利用に関する AGI 上限引上げについてはふれていない。このことから、2026 年申告(2025 年分)の申告について、84,000 ドルの上限を超える納税者は、有償の申告ソフトを使わないといけなくなる。

政府効率化省(DOGE)は、IRS の人員削減で大幅歳出削減を目指している。DF プログラムの停止は、こうした DOGE の動きと軌を一にしているのではないか。

問題なのは、政策判断が一貫せず、「Go」と「Stop！」が大統領の気分で左右されるような、ちぐはぐなトランプ流政治である。たとえば、次世代型のダイレクトファイル (DF) プログラムには突然ブレーキをかける。その一方で、AI 分野では「州ごとの規制では不十分だ」として、連邦主導の積極的な AI 推進策を打ち出す。「アメリカは AI 大国を目指す！」とアクセルを踏む。一般の納税者はついていくのが容易ではない。

²⁰ <https://home.treasury.gov/system/files/131/Report-Replacement-of-Direct-File-2025.pdf>

²¹ See, Kate Schubel, "IRS Direct File: What You Need to Know for 2025," Kiplinger (updated 11 November 2025).

6 RTC/EITC を選ぶ州、選ばない州：税制の簡素と再分配のはざま

アメリカで所得税を課している州は 41 州である（アラスカ、フロリダ、ネバダ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン、ワイオミングなどは州所得税がない。）そのうち 31 州 + ワシントン D.C. が州版 EITC を導入している。

州版 RTC/EITC は、連邦に先んじて、1989 年にウイスコンシン州がはじめて導入した。今日、諸州の RTC/EITC は、連邦 RTC/EITC を基準にして一定割合（例：連邦の 20% など）を控除する形が多い。しかし、州により、控除率や対象範囲が異なる。

所得税があるにもかかわらず州版 RTC/EITC を導入していない州もある。例えば、アイダホ、ミシシッピ、モンタナ、ノースカロライナ、ユタなどである。州版 RTC/EITC を導入していない州では一般に「財政負担」や「政策優先度の違い」が理由とされる。

また、州版 RTC/EITC を導入していない州の一部は、税制の「簡素」を重視する。そのため導入を避けている。つまり、州所得税に複雑な給付（還付）つき税額控除（EITC）を追加すると税務執行・申告コストが増える。しかも過誤申告や不正申告のリスクも高まる。こうした事態を避けて、あえて制度を持たない選択をしている。

【表 11】州版 RTC/EITC を導入していない理由

- ・「簡素」目標の重視： RTC/EITC は所得・家族構成・被扶養者数など多くの要件を組み合わせて給付額を決める仕組みのため、計算が複雑になる。州税制に RTC/EITC 制度を組み込むと、納税者ばかりでなく税務当局も負担が増える。「簡素」目標を優先する州は導入を回避。
- ・過誤申告や不正受給のリスク： アメリカ連邦の RTC/EITC でも「誤った申告」や「不正受給」が重い課題である。複雑な制度を州レベルで導入すると、還付申告をする納税者のコンプライアンス（納税協力）に加え、税務当局側の税務調査など執行コストが跳ね上がる。簡素な税制を志向する州には不向きである。
- ・代替政策の選好： 一部の州は、RTC/EITC のような複雑な税額控除よりも、より「簡素」な減税（税率引下げ）や児童手当・最低賃金引き上げなど、より分かりやすい政策を選ぶ傾向がある。「簡素」を重視する姿勢

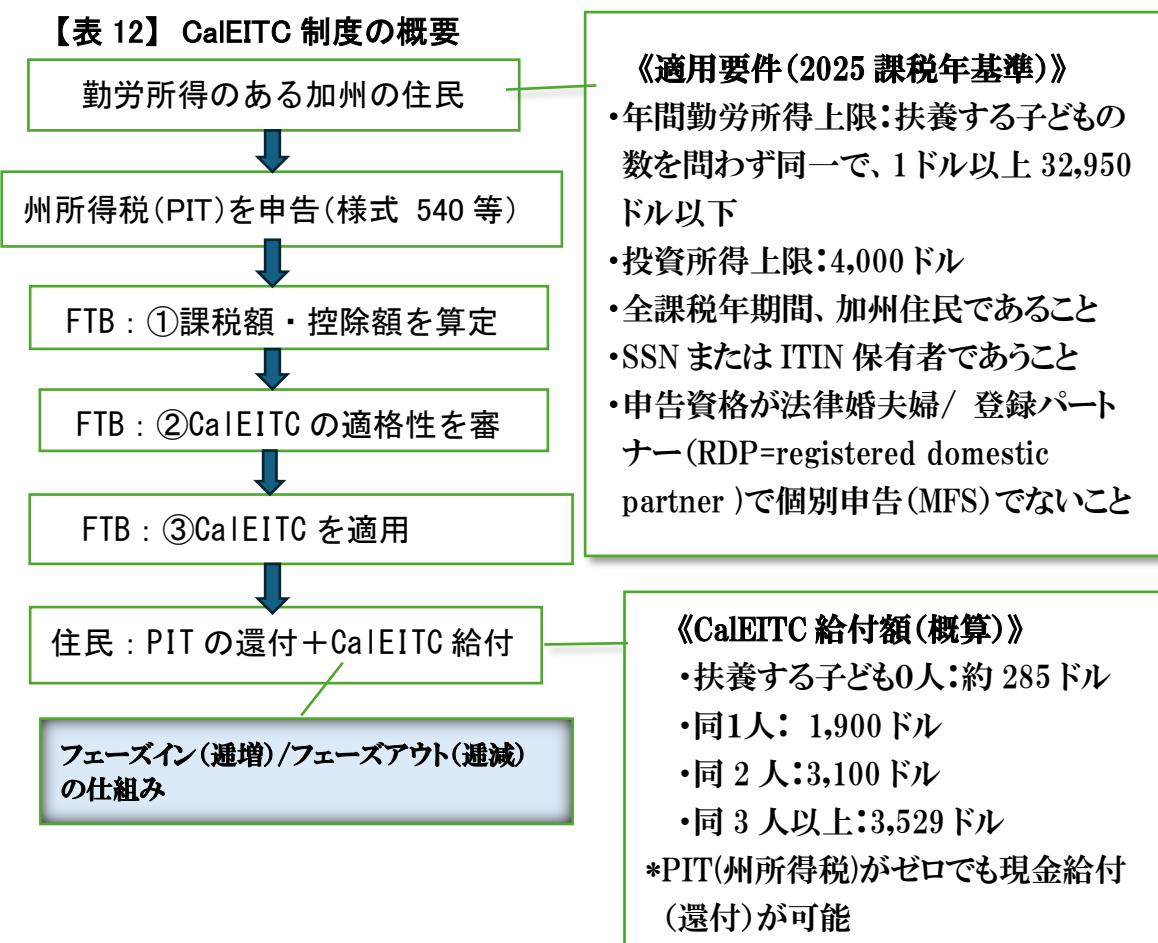
州版の RTC/EITC を導入していない州の多くは、共和党が強い「レッドステйт」に傾斜している。共和党州では「小さな政府」「税制の簡素化」「財政保守主義」を重視する傾向が強いことも影響していると思う。複雑な給付（還付）つき税額控除（EITC）を嫌い、簡素な税率引下げや直接的な減税を好む傾向がある。もっとも、一部の州では、政治的には民主党支持が強いにもかかわらず、州版 RTC/EITC を導入していない。例えば、モンタナは、州版 RTC/EITC を導入していない。民主・共和が拮抗し、政治的には接戦州である。政治的主張や減税ポピュリズム（小さな政府 vs 格差是正）

が、州版 RTC/EITC 導入の是非に大きく影響している。州版 RTC/EITC のアラカルトは、連邦の RTC/EITC を「簡素」なものに見直す際のモデルを提供しているといえる²²。例えば、カリフォルニア州の「CalEITC」では、州独自の控除や緩和措置が議論されている。

(1) カリフォルニア州の「CalEITC」と年少こども税額控除(YCTC)

カリフォルニア州(加州)は、1935 年に、州独自の個人所得税(PIT=California Personal Income Tax)を導入している[加州歳入・税法典(California Revenue and Taxation Code)17052 条]。加えて、2015 年課税年(2016 年申告)から PIT(加州個人所得税)に、「CalEITC(California Earned Income Tax Credit)」という州独自の給付(還付)つき税額控除制度を導入している(同 17052.1 条)。低所得の労働者や家族を支援することが狙いである。

【表 12】 CalEITC 制度の概要



²² 諸州の EITC の詳細を紹介する紙幅の余裕がない。各州のウェブサイトを参照されたい。次の資料が有益である。National Conference of State Legislatures (NCSL), Earned Income Tax Credit Enactments (Updated November 21, 2025).

<https://www.ncsl.org/human-services/eitc-enactments>

CalEITC は、州の課税当局であるフランチャイズ租税委員会(FTB=Franchise Tax Board)が所管している。住民は FTB に還付申告をし、この制度を利用する。つまり、加州の住民は、連邦の EITC に加えて、州独自の CalEITC も利用できる²³。

加州は、2019 年に、「年少こども税額控除(YCTC=Young Child Tax Credit)」を導入し、2020 年申告から運用を開始した²⁴。

【表 13】加州の年少こども税額控除(YCTC)制度の概要

- ・**給付対象**: ①6 歳未満の子どもがいる世帯で、②CalEITC の要件を充たす[年間の勤労所得が 1 ドル以上 32,900 ドル以内(2025 年)である]こと。
- ・**州居住要件**: 課税年度を通じてカリフォルニア州に居住すること。
- ・**申告方法**: 州所得税(PIT)の還付申告(Form 540 等)で自動的に適用
- ・**最大給付(還付)額**: 1,189 ドル(2025 年)



(Public use)

CalEITC や YCTC を受け取るには還付申告が必要である。それが制度利用のハードルとなっている。とりわけ低所得層や移民世帯では、制度の認知度の低さと申告率の低迷が依然として重い課題となっている²⁵。

(2) ニューヨーク州 EIC とニューヨーク市 EIC

ニューヨーク州(NY 州)の場合、NY 州 EIC((NY EIC)に加え、NY 市の EIC(NYC EIC)もある。つまり、NY 市の住民の場合は、連邦の EITC 適用対象者は、同時に州 + 市と、3 重の EITC(EIC)の適用を受けることができる²⁶。

²³ See, State California, Franchise Tax Board, Eligibility and credit information CalEITC <https://www.ftb.ca.gov/file/personal/credits/caleitc/eligibility-and-credit-information.html>

²⁴ See, State California, Franchise Tax Board, YCTC/Young Child Tax Credit <https://www.ftb.ca.gov/file/personal/credits/young-child-tax-credit.html>

²⁵ See, Rita Hamad *et al.*, "The California Earned Income Tax Credit: A Study of Awareness and Uptake," 41:12 Health Affairs Vol.41, No.12 (December 2022) at 1715; Tess Thorman, "Understanding the Reach of the California Earned Income Tax Credit," (Nov. 2023, PPIC/Public Policy Institute of California).

²⁶ See, New York State, Department of Taxation and Finance, Earned income



(Public use)

NY 州は、1919 年に州独自の個人所得税(PIT=New York State Personal Income Tax)を導入した。加えて、1994 年に、「NY 州勤労所得控除(NY EIC =New York State Earned Income Credit)」という州独自の給付(還付)つき税額控除制度を導入している[NY 州税法(New York State Tax Law) 22 条]。低所得の労働者や家族を支援することが狙いである。

NY EIC は、州の課税当局(DTF=New York State Department of Taxation and Finance)が所管している。州住民は DTF に還付申告を行うことで、この制度を利用できる。つまり、NY 州住民は、連邦の EITC に加えて、州独自の EIC による支援が受けられる。

【表 14】 NY 州の EITC の概要

- ・**NYEIC 制度の基本**: 納税者の加州個人所得税(PIT)の申告に基づき、税額控除額が納税額を上回る場合に、連邦 EITC の給付額に最大 30%を上乗せする形で還付する。
- ・**対象者**: 連邦 RTC/EITC の受給資格があり、かつ NY 州に居住している納税者
- ・**申告**: NY 州課税当局(DTF)に、様式 IT-201[NY 居住者所得税申告書(Form IT-201: Resident Income Tax Return)]を使って申告する。

NY 州 EIC(NYEIC)は、連邦 EITC の給付額の 30%を上限として計算される。例えば、納税者が、連邦 EITC で \$3,000 を受け取る資格がある場合、NY 州からは \$900 ($= \$3,000 \times 0.30$) が追加で支給されることになる。実際の給付額は、勤労所得、扶養家族数、申告資格により変動する。

加えて、NY 市(New York City)も、1966 年に、同市居住者を対象とした市レベルの個人所得税 New York City Personal Income Tax)を導入している。市個人取得税は州個人所得税と一緒に申告する。

NY 市は、2004 年に、NY 州個人所得税に、同市居住者を対象とした市レベルの EIC (NYC EIC) を導入した。NYC EIC は、連邦 EITC の給付額に対して最大 5% を上乗せする形で給付される。つまり、連邦 EITC の還付額が \$3,000 の場合、NYC EIC は最大 \$150 (= \$3,000 × 0.05) となる。

NYC EIC は、低所得労働者の所得支援と就労インセンティブの強化が狙いとされる。しかし、受給資格のある NY 市居住者にとり、連邦・州・市の 3 層構造の「複雑」さが大きな負担になっている。給付水準が高まる利点がある一方で、多くの問題も内包している。

【表 15】NY 市勤労所得税額控除 (NYC EIC) の利点と問題点

- ・**NYC EIC 制度の基本**: 連邦 EITC の給付額に最大 5% を上乗せする形で納税者の還付申告に基づいて給付する。
- ・**効果への疑問**: NYC EIC は、連邦 EITC や州 EIC と比べて給付額が非常に少ない(最大でも数百ドル程度にとどまる)。制度としての魅力に乏しく、実質的な貧困対策としての効果は限定的である。
- ・**低い申告率**: 受給資格があっても、還付申告をしない納税者が少なくない。手間の割に得られる給付が少なく、移民世帯ではとりわけ言語的な制約が還付申告を困難にしているのが理由である。
- ・**計算や申告手続が複雑**: 制度が連邦・州・市の 3 層構造となることから、給付水準が高まる一方で、申告や計算が複雑になり、過誤申告の懸念を生んでいる。
- ・**インフレ調整不足**: 支援額が現実の物価水準に見合っておらず、制度の実効性が減退している。

ニューヨーク市個人所得税 (NYC PIT) は、ニューヨーク州税務当局 (New York State Department of Taxation and Finance) によって、州所得税と併せて徴収されている。そのため、NY 市に居住する納税者は、様式 IT-201 [NY 居住者所得税申告書 (Form IT-201: Resident Income Tax Return)] などの単一の申告書を使って、州税および市税の双方を一括して申告・納付する仕組みとなっている。

また、NY 州 EIC (NY EIC) に加えて NY 市の EIC (NYC EIC) の対象となる納税者は、これらとは別途に連邦 EITC の還付申告も行う必要がある。こうした還付申告対象者の多くは、有償の税務専門家や申告代行サービスを利用する経済的余裕がない。複雑な 3 層の EITC・EIC [給付(還付)つき税額控除] のための還付申告にあたり、民間の税務支援ボランティアの果たす役割は極めて重要である。

【表 16】 NY 州における EITC 関連税務支援の実情

・ 制度問題 : 連邦・州・市の 3 層にわたる EITC/EIC 制度は、給付水準を高める効果がある一方で、還付申告手続を複雑にする。とりわけ低所得者や移民にとっては利用の大きな障壁になる。こうした層への無償の申告支援は、制度の実効性を確保するうえで不可欠である
・ 主な税務支援 : 連邦課税庁 (IRS) 後援のボランティア所得税援助 (VITA=Volunteer Income Tax Assistance) プログラム / Virtual VITA グローバルム ²⁷ 、NY 市無償税務申告 (NYC Free Tax Prep) 【NY 市消費者・勤労者保護局 (DCWP=NYC Department of Consumer and Worker Protection) が後援するプログラム。年収制限などを充たす適格納税者に対する税務専門職による申告支援の無償提供】 ²⁸ 、コミュニティ団体 (例: Make the Road NY, Urban Upbound など) による税務支援プログラム
・ 支援内容 : 無料の確定申告支援 (対面・オンライン)、多言語対応 (スペイン語、中国語、ベンガル語など)、EITC/EIC の受給資格確認と還付申告代行
・ 課題 : 制度の複雑化に伴う過誤申告のリスクの拡大、移民世帯や英語非話者への情報周知の難しさ、IT インフラやアクセス格差 (デジタルデバイド問題) などへの効果的な対応
・ 改善に向けた取り組み : モバイル申告支援バスの導入 ²⁹ 、多言語パンフレットの配布、申告支援の予約制導入とオンライン化の推進

(3) 連邦模倣から州主導の UBI への展望

アメリカでは、連邦に倣い、州および自治体レベルでも給付 (還付) つき税額控除 (RTC) が活用されている。カリフォルニア州やニューヨーク州・ニューヨーク市の EITC/EIC は、その代表的な事例である。これらの制度は、税と社会保障・福祉政策を連携させたモデルとして、一定の所得層に対して実質的な所得補完機能を果たしている。一方で、制度の利用には還付申告が必要であり、利用のハードルが存在する。とりわけ、税制度への理解が十分でない低所得層や移民世帯では、申告率が低迷している。その結果、制度の恩恵が本来の対象者に十分に行き届かない現状がある。

²⁷ See, <https://www.nyc.gov/assets/dca/downloads/pdf/partners/Research-VirtualVITAProgramInsights.pdf>

²⁸ See, DCWP=NYC Department of Consumer and Worker Protection NYC Free Tax Prep <https://access.nyc.gov/programs/nyc-free-tax-prep/#how-it-works>

²⁹ See, NYC Free Tax Prep mobile van <https://www.nyc.gov/site/mayorspeu/programs/small-business-services-mobile-van-outreach.page>

また、申告支援の必要性が高まる一方で、自発的納税協力の促進や税務執行コストの増大といった課題も浮上している。未申告による機会損失や行政負担の増加といった外部不経済(negative externality)も見逃せない。今後は、よりきめ細かな申告支援体制の整備が不可欠である。

さらに、生成 AI やフィジカル AI・ロボットなどによる雇用構造の急激な変化、いわゆる破壊的創造(ディスラプション)を見据えた制度対応が求められる。その一環として、既存の税制・給付制度の枠を超えた自動給付の仕組みや、そのための勤労を給付の条件としないユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)のような新たな所得保障モデルの検討が不可欠である。先端 IT 産業の発祥地であり、制度革新に積極的なカリフォルニア州は、こうした取り組みの先駆けとなる可能性を秘めている

カリフォルニア州の一部自治体では、UBI パイロットとしてストックトン市が毎月住民 1 人あたり 500 ドルを給付するパイロットプログラムを実施している(2019 年～2021 年)³⁰。他にもパームスプリングス市が、住民 1 人あたり月額 500～800 ドル程度の現金給付するパイロットプログラムを実施している(2023 年以降)³¹。



(Public use)

■加州・パームスプリングス

いずれにしろ、州のみならず、連邦においても、「労働により所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う新たなセーフティネットの構築は急務である。新たな所得保障モデルの構築にあたっては、その軸足を、従来の「勤労支援」から「生活支援」に移さないといけない。

7 給付つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)の現行税法上の所在

アメリカでは、連邦と多くの州が給付(還付)つき税額控除の仕組みを活用した勤労所得税額控除(EITC)を導入している。しかし、やはり主軸となっているのは連邦の

³⁰ See, Rachel Treisman, "California Program Giving \$500 No-Strings-Attached Stipends Pays Off, Study Finds," NPR (March 4, 2021).

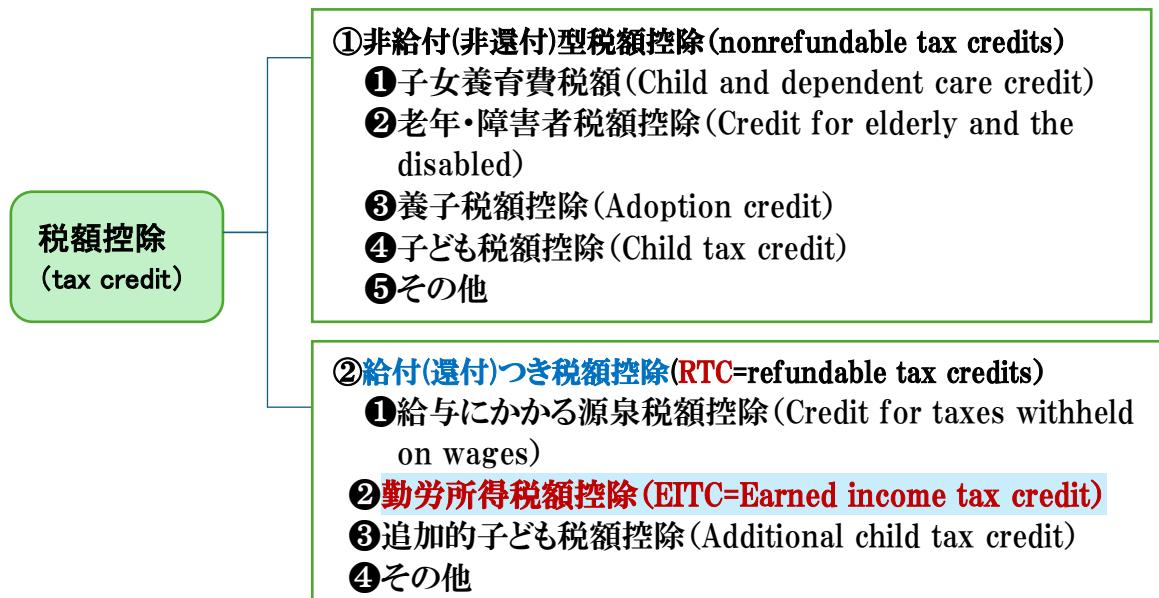
³¹ See, News, Stimulus Check from Palm Springs Of \$800: UBI Program (May 17, 2023).

制度である。そこで、さまざまある連邦の給付(還付)つき税額控除のなかでの RTC/EITC の所在を探って見る。

連邦税法(IRC)は、さまざまな税額控除を設けている。これらの税額控除は、大きく「国際二重課税の調整」を目的とするものと、「政策減税」を目的とするものに分けることができる。前者は、「外国税額控除(FTC=foreign tax credit)」として規定されている(IRC 27 条 a 項、901 条)。

一方、後者、つまり「政策減税」目的の税額控除は実に多様である。ここでは、個人所得税の人的控除関係に絞って見てみる。アメリカの場合、連邦の個人向け税額控除は大きく、「非給付(非還付)型の税額控除(nonrefundable tax credits)」と「給付(還付)型税額控除(refundable tax credits)」に分けられる。それらを一覧にすると、次のとおりである³²。

【表 17】連邦の税額控除の分類と RTC/EITC の所在



(1) 給付つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用要件

勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用要件は複雑である。税額控除・還付の金額は、納税者の年収(正しくは「調整総所得(AGI)」)、19 歳以下で納税者と同居しているなど複数の条件を満たす適格扶養児童(qualifying child)の有無や人数、単身者申

³² ちなみに、学問的には、源泉所得税 (withholding income tax) なども、広義の還付つき税額控除(refundable tax credits) の 1 つに分類される。ただ、源泉所得税は、福祉・社会保障と税とを一体化した「給付」を狙いとした税額控除とは大きく異なる。まさに真の「還付」つき税額控除といえる。

告(single filing)か、または夫婦合算申告(MFJ=married filing jointly)か、など申告内容により異なる(IRC 32 条)。

勤労所得税額控除(RTC/EITC)適用の基礎的な要件をおおまかにまとめてみると、次のとおりである。

【表 18】アメリカ連邦所得税上の勤労所得税額控除(RTC/EITC)の適用要件

- ① **勤労所得(就労)要件 (work test)** : 納税者に勤労所得があること(IRC32 条 a 項 1 号)。「勤労所得(earned income)」には、賃金給与など労働により稼得した所得、および個人事業所得(つまり自営業者税の 50% 部分を控除した後の自営業者利益)を含む。2025 年の連邦所得税申告(2024 年分)では、勤労所得は 18,590 ドル~59,700 ドル[申告資格と扶養子どもの数による]未満であること。ただし、この金額には、利子所得、配当所得、年金給付、社会保障給付、失業保険給付、労災補償給付などは含まない。

子ども 数	控除最大額(202 5)	単身者/単身世帯の勤労収入限度 額	夫婦合算申告の場合の限度額
0	\$617	\$18,950	\$25,450
1	\$4,229	\$44,100	\$50,600
2	\$6,998	\$49,750	\$56,250
3 以 上	\$8,046	\$53,200	\$59,700

*例えば、2025 年申告で、夫婦の総収入額(AGI)が、50,600 ドル以下、扶養する子どもが 1 人の場合、最大で 4,229 ドルの税額控除(EITC)を受ける資格がある。

- ② **投資所得制限要件 (means test)** : 「非適格所得(disqualified income)」「投資所得/investment income)」、つまり、①調整総所得/AGI(総収入額)に含められる利子や配当、②当該年に受け取ったまたは発生した非課税利子、③賃料またはロイヤルティ、④株式その他の資産の譲渡益(キャピタルゲイン)などが、2025 年度申告では、11,950 ドル以下[資料によつては 11,600~11,950 ドル] (2026 年度申告では 12,200 ドル)以下であること(IRC32 条 i 項 2 号)。
- ③ **夫婦個別申告(MFS=married filing separately)でないこと** : つまり、納税者の申告資格が、夫婦合算申告(MFJ= married filing jointly)、適格寡婦/寡夫、特定世帯主(head of household)、単身者(single)であること(IRC32 条 d 項)
- ④ **社会保障番号保有者であること** : 納税者、配偶者および配偶者の子どもが社会保障番号(SSN-Social Security Number)を保有していること(IRC32 条 c 項 1 号 E・F、32 条 m 項)。

- ⑤外国税額控除(様式 2555)をしていないこと(IRC32 条 c 項 1 号 C)。
- ⑥納税者は当該課税年を通して非居住者でないこと(つまり、合衆国市民または居住者であったこと(IRC32 条 c 項 1 号 D))。
- ⑦課税年が 12 か月未満でないこと(IRC32 条 d 項)。
- ⑧納税者に適格子どもがいない場合には、25 歳以上 65 歳未満であること(IRC32 条 c 項 1 項 A・ii・II)。
- ⑨納税者に適格子どもがいる場合には、扶養する子どもは、19 歳未満、24 歳未満の学生または障害者であること(IRC152 条 c 項 3 号 A・i・ii および B)。

(2) RTC/EITC の申告件数の伸び

RTC/EITC は、低所得勤労者向けの連邦で最大の貧困対策プログラムである。最大で数千ドルの還付が受けられる。RTC/EITC 申告者数と平均還付(給付)額など(2020 年申告と 2025 年申告の対比)は、次のとおりである³³。

【表 19】 RTC/EITC 申告者数と平均還付(給付)額(2020 年申告 対 2025 年申告)

申告年	RTC/EITC 申告者数	全申告者に占める割合	総還付(給付)額	平均還付(給付)額
2020 年	約 2,600 万件 (コロナ禍直後)	16%	590 億ドル (8 兆 8,500 億円)	2,270 ドル
2025 年	約 3,000 万件	8%	800 億ドル (12 兆円)	2,650~2,700 ドル(40 万円前後)

RTC/EITC は 2020 年から 2025 年にかけて「対象者数の拡大(約 400 万件増加)」「還付(給付)額の増加」が同時に進んでいる。原因是、景気回復に伴う平均給付額の上昇や制度拡充(単身者への給付拡大など)にある。加えて、物価スライド(インフレ調整)税制による最大還付(給付)額の自動引上げ(平均額は約 300 ドル増加)も影響している。

(3) RTC/EITC の適格者に占める高い未申告者割合

RTC/EITC は上げ潮に乗っているように見えるものの、適格者でも利用を躊躇する割合も相変わらず高い水準で推移している。原因是制度の複雑さにある。勤労所得(就労)要件(work test)、投資所得制限要件(means test)、扶養する子供の数・婚姻

³³ See, EITC reports and statistics. [EITC reports and statistics | Internal Revenue Service](https://www.irs.gov/statistics/efile/eitc-reports-and-statistics); 最新(2023 年時点)平均値 IRS, Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit (EITC) [Statistics for tax returns with the Earned Income Tax Credit \(EITC\) | Internal Revenue Service](https://www.irs.gov/statistics/efile/statistics-for-tax-returns-with-the-earned-income-tax-credit-eitc-internal-revenue-service);

状況・年齢要件など多くの条件を充たすのかチェックをし、還付申告までしなければならないことがネックになっている。

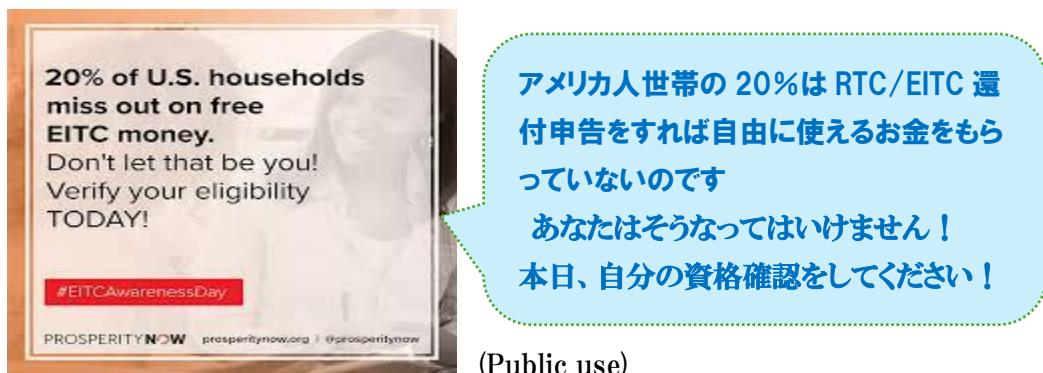
RTC/EITC の約 80% の適格世帯が還付申告しているが、残り 20% は未申告 (take-up gap) である³⁴。

実際の未申告の理由はさまざまである。「制度が分かりにくい」、「添付する書類の準備が面倒だ」、「還付額が少ないため申告意欲がわからない」、「税務当局から呼び出しやペナルティが怖い」など。とりわけ還付額が少ない層や制度を知らない層、税金は払っているが ICE (移民取締当局) とトラブルをかかえている就労者などでは未申告率が高い³⁵。

税務当局 (IRS) は、呼び込みには消極的である。還付申告をしてもらわない方が税収減につながらないからである。

まさに、税を使った給付 (社会保障・福祉) の大きな「落とし穴」ともいえる。市民グループは、次のような制度利用を促すキャンペーンを行っている。

【表 20】市民グループによる RTC/EITC 利用促進キャンペーン例



8 問われる RTC/EITC の複雑な適用要件の「負の効果」

租税立法/税制改革においては、どうしても「公平」という原則/建前が前面に押し出されがちである。働いても貧しい人々 (the working poor) を支援する目的で導入された給付 (還付) 付き税額控除を応用した勤労所得税額控除 (RTC/EITC) であっても、その例外ではない。

たとえ議会が簡潔な租税立法をしても、行政の役人が、財務省規則や課税庁 (IRS) 通達 (ルーリングや FAQ、Q & A など) で何度も上塗りし、やたらと「複雑」にしてしまう。政府立法 (閣法) ルートが閉ざされ、議員立法しか存在しないアメリカにおいて

³⁴ See, Brendan McDermott *et al.*, "The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It," CRS Report R43805 (Updated November 14, 2023).

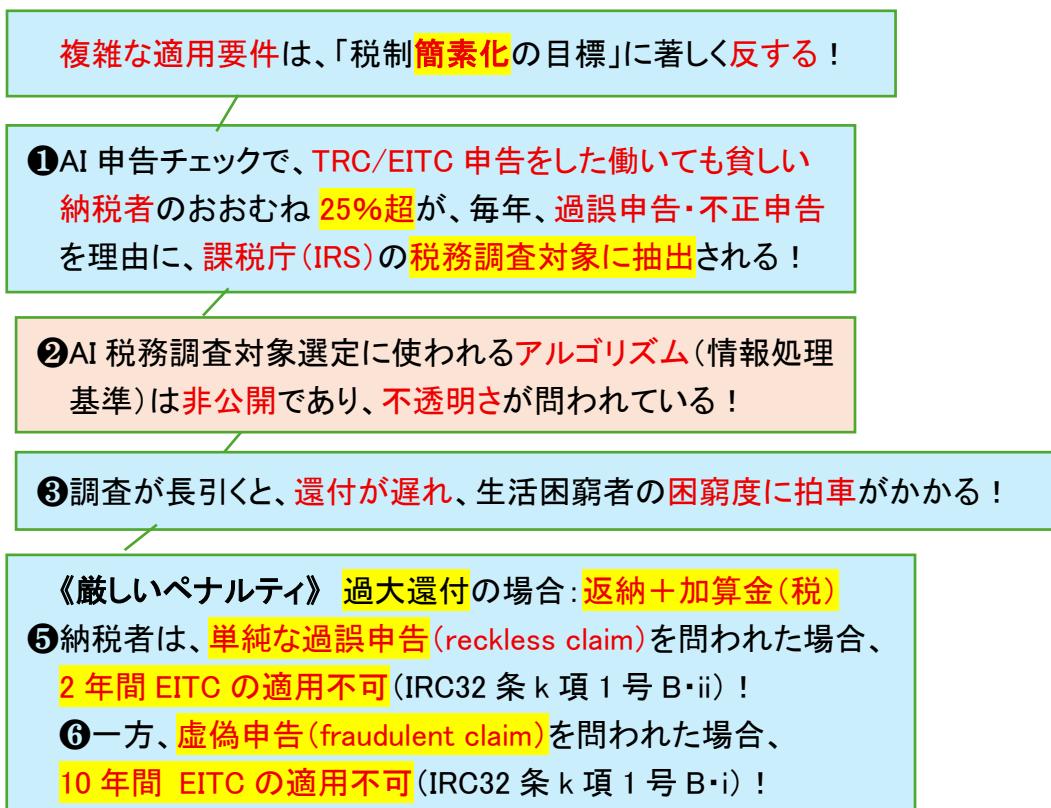
³⁵ See, News, "Do all people eligible for the EITC participate?" Tax Policy Center (Updated January 2024).

すら、議員たちは RTC/EITC の全面的見直しに慎重であり、及び腰である。これまでにも議会には税制簡素化法案が何度も提出されてきた。しかしどんどん実質的な成果を伴わず、アリバイ的な対応にとどまっている。

こうした立法府の姿勢が、納税者にとって親和性の低い行政立法の氾濫を助長している。その結果、一般の納税者は本業よりもタックス・コンプライアンス（納税協力）に多くの時間と労力を割かざるを得ない状況に陥っている。

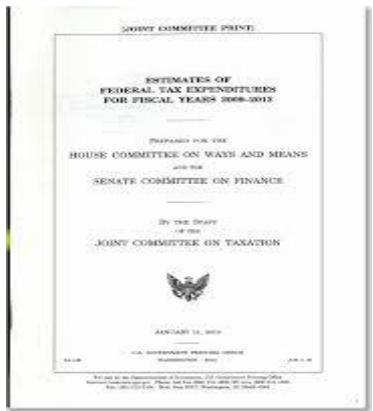
RTC/EITC は本来、ワーキングプアを支援する制度であり、とりわけ「簡素」の原則／目標が重要性を増している。すでに述べたように、RTC/EITC の「複雑さ」がもたらす落とし穴は深刻である。ここで改めて、RTC/EITC の複雑な適用要件が引き起こす「負の効果」について整理しておきたい。

【表 21】チャートでわかる EITC の複雑な適用要件の「負の効果」



9 租税歳出(租特)の射程から RTC/EITC を診る

給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)の仕組みを応用した勤労所得税額控除(EITC=earned income tax credit) [+ 子ども税額控除(CTC =Child Tax Credit)] は「税制を通じた歳出/給付」である。実質的には直接の歳出と同じような効果を持つ。したがって、理論的には「租税歳出/租特」にあてはまる。



(Public use)

RTC/EITC は租税歳出/租特に分類される。しかし、典型的な産業優遇型(例えば、住宅ローン控除や試験研究費控除)の租税歳出とは異なる。社会保障・福祉的性格が強い。この種の租税歳出/租特は、「社会保障・福祉型給付」とも呼ばれる。

社会保障・福祉型給付を、産業優遇型の税額控除と区別して取扱うかどうかは、連邦の諸機関でも意見が分かれる。おおまかにまとめて見ると、次のとおりである。

【表 22】TRC/EITC は租税歳出/租特にあたるのか

・**JCT のスタンス**: RTC/EITC は、租税歳出/租特にあたる。

【理由】連邦議会上下両院合同租税委員会(JCT=Joint Committee on Taxation)は、RTC/EITC を連邦における「最大規模の租税歳出(tax Expenditure)の 1 つ」と位置づけている。例えば、合同租税委員会(JCT)は、毎年「租税歳出推計(Tax Expenditure Estimates)」を公表している³⁶。そのなかでは、RTC/EITC を租税歳出の一つに含めている

・**CBO のスタンス**: RTC/EITC は、租税歳出/租特にあたる。

【理由】連邦議会に置かれている連邦議会予算局(CBO=Congressional Budget Office)も、RTC/EITC は租税歳出にあたると見る。「特別な税額控除(special credit)」としながらも、歳出と同様の財政的効果を持つとしている³⁷。

・**連邦財務省のスタンス**: RTC/EITC は、租税歳出/租特にあたらない。

【理由】財務省は、通常の税制(normal tax structure)から逸脱する項目を「租税歳出」とみなしている。RTC/EITC のような給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)は、福祉・社会保障プログラムに近いものとする。租税歳出試算(Tax Expenditures Estimates)のリストには RTC/EITC を含めてい

³⁶ See, e.g., JCT, Estimates of Federal Tax Expenditures For Fiscal Years 2023-2027, JCX-59-23 (December 07, 2023).

³⁷ See, *id.*

ない³⁸。つまり「福祉・社会保障型給付」の税額控除であり、産業優遇型の税額控除とは“別物”と見て、租税歳出試算には列挙していない。

・OMB のスタンス: 不明

【理由】大統領府(White House)に置かれている行政管理予算局

OMB=Office of Management and Budget)は、通例、前記連邦財務省の資料を使って分析をしている。このことから、RTC/EITC は、租税歳出/租特にあたらないと見ているものと推定される。

・GAO のスタンス: 明確にしていない

【理由】連邦議会に置かれている政府検査院(GAO=Government Accountability Office)は、RTC/EITC を租税歳出に明確に分類していない。その理由は、RTC/EITC が給付(還付)つき税額控除であり、実質的には歳出プログラムに近い性質を持つと見ていることがある³⁹。

・IRS のスタンス: 明確にしていない

【理由】連邦課税庁(IRS/内国歳入庁)は、RTC/EITC のような給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)は、社会保障・福祉プログラムに近いものとする。RTC/EITC を租税歳出に明確に分類していない⁴⁰

このように、アメリカの議会、財政当局、税務当局の間では、RTC/EITC(給付(還付)つき税額控除)に対する評価は分かれている。ただし、ひとつの共通認識として広く共有されているのは、「EITC は租税歳出(tax expenditure)/租特に分類されるが、典型的な租税歳出とは異なる特殊な存在である」という点である。

10 RTC/EITC の刷新か、UBI への転換か

実際、RTC/EITC は租税特別措置/租特としての是非が議論されながらも、廃止ではなく拡充の方向で議論が進んでいる。一方で、その計算方式は年々複雑化しており、「簡素」という租税原則/目標からは大きく逸脱している。それにもかかわらず、税制を通じて政府が家計に所得を移転する仕組みとして、RTC/EITC はすでに制度として定着している。

RTC/EITC 制度の有効性や妥当性については今なお議論が続いている。しかし、その規模と影響の大きさから、政治的には「廃止が困難(Too big to fail)」な存在となっているのが現状である。しかし、どの制度にもいえるように、長期にわたって運用さ

³⁸ Treasury, Tax Expenditure Estimates: Tax Expenditures Fiscal Year 2026 /Tax Expenditures in the Income Tax

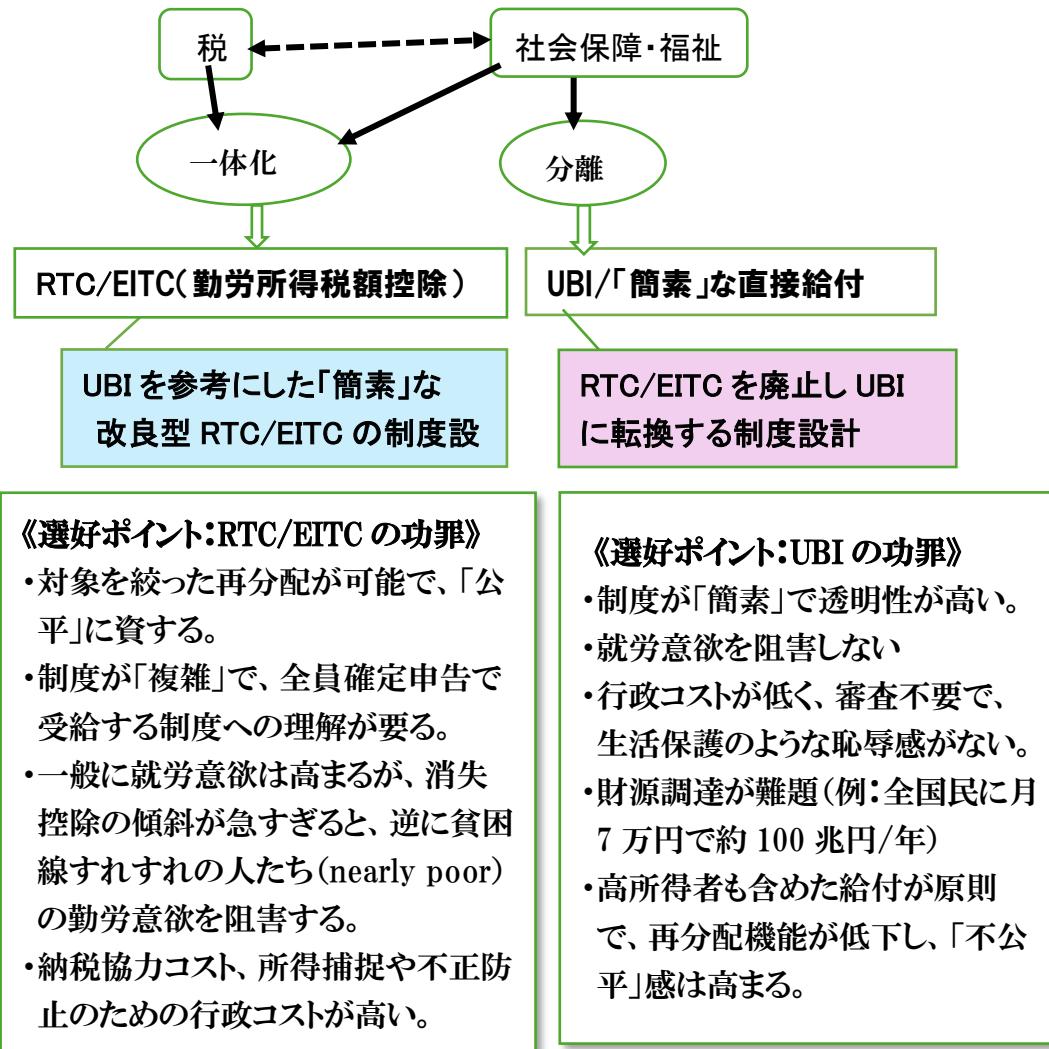
<https://home.treasury.gov/system/files/131/Tax-Expenditures-FY2026.pdf>

³⁹ See, GAO, Tax Expenditures <https://www.gao.gov/tax-expenditures>

⁴⁰ See, e.g., IRS annual budget requests and descriptions of IRS's fiscal year revenue proposals. <https://www.irs.gov/about-irs/budget-documents>

されば制度疲労が生じる。したがって、RTC/EITC についても制度見直しが不可欠である。代替策の選好にあたっては、「公平」だけでなく、ユーザーである受給者にとって「簡素」で使いやすい制度設計が求められる。

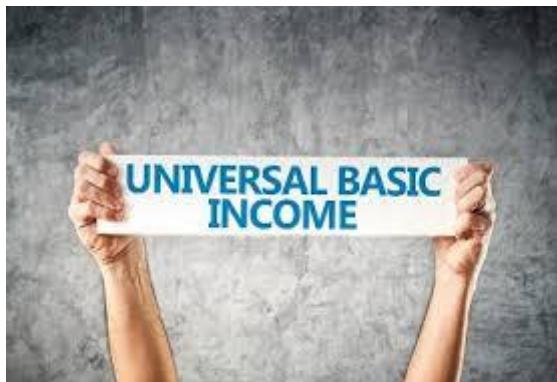
【表 23】税と社会保障・福祉の一体化/分離の制度設計見直しポイント



II EITC を廃止し UBI に転換する制度設計

給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)の仕組みを応用した勤労所得税額控除(EITC)は、税と社会保障・福祉を組み合わせた制度である。現在、この制度がわが国でも注目を集めつつある。しかし、RTC/EITC の仕組みは極めて「複雑」である。なぜ複雑になるのかは、給付を税制の枠組みのなかで実施するという制度設

計にある。単純な現金給付と比べると、制度の構築や運用は格段に煩雑である。無条件で一定額の現金を直接給付する方式の方が、はるかに「簡素」である。



(Public use)

現金給付、しかも高所得者にも一律に定額を給付するのは、再分配の観点で不公平ではないかとの指摘がある。しかし給付額を所得課税対象に含め超過累進課税すれば、実質的には高所得層からの回収が行われることとなる。制度全体としての垂直的公平性は維持される。問題はないとの分析もある。逆に、高所得層を除外するのは、「見せかけの公平」であるとする。給付額を非課税にするとともに、所得制限を設ける方が、制度はるかに「複雑」になり、コスパも悪いとの分析もある⁴¹。

RTC/EITC の本来の目的は、働いても生活が苦しい人たち (the working poor) を支援することにある。しかし、制度が複雑であることから、正しく還付申告を行い RTC/EITC の適用を受けるには、第三者による支援が必要となる場合が少なくない。十分な支援が得られなければ、給付を受けること自体が困難になるケースもある。本人の努力だけではアクセスが難しいような状況に対しては、「本来の趣旨に反する」との批判も出ている。

こうした課題を受けて、アメリカの税法学者や経済学者の間で議論が進んでいる。税と社会保障・福祉を分離し、現行の RTC/EITC 制度の廃止を前提に抜本的に見直すべきであるとの意見が強くなっている。その代替案として、「ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)」を提案する声がある。UBI は、「普遍的基礎所得」、「最低所得保障制度」などと邦訳される。UBI は、現金給付を基本とする制度である。

⁴¹ 高所得者への一律給付と課税による再分配の整合性について詳しくは、See, *e.g.*, Van Parijs & Vanderborght, *Basic Income: A Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy* (2017, Harv. U. P.). この本の執筆者は、「理にかなった経済 (Sane Economy)」とは、自動化や AI による雇用構造の変化に対応し、生活のために「嫌な仕事を無理にする」ことなく、自発的に働く社会をイメージする。そのために、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI) 導入により「No」と言える自由 (real freedom) を保障する構想を説く。

こうした状況を踏まえると、最近、わが国の各政党が集団主義的に「給付(還付)つき税額控除万歳！」「お経」を唱えだしているのには疑問を持たざるをえない。アメリカ型のように税制と社会保障を統合/一体化した制度の導入は、いまや実情にそぐわないのではないか。もう少し厳しくいえば、時代に合わないどころか、むしろ無謀にすら映る。少なくとも旗印を、未来志向の「UBI(普遍的基礎所得/最低所得保障制度)」に変えた方がよいのではないか。

【表 24】簡素な UBI と簡素でない RTC/EITC の対比(再掲)

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付(還付)つき税額控除/勤労所得 税額控除(RTC/EITC)
《税制と社会保障・福祉を分離/独立》	《税制と社会保障・福祉を一体化/統合》
①就労要件 (work test) なし	①就労要件 (work test) あり
②収入制限要件 (means test) なし	②収入制限要件 (means test) : 非適格所得(投資所得)
③個人単位	③家族単位
④定期的現金給付(所得)	④給付は勤労所得額による。消失控除
⑤全員に給付	⑤申請または申告した者に給付

税と社会保障・福祉を組み合わせた制度は複雑である。EITC(勤労税額控除)はとりわけである そのため、税と社会保障・福祉を分離する案が注目されている。簡素な制度の方が、国民にとって安心・安全である。また、真のセーフティネットとして機能しやすいとの指摘もある。近年、UBI(ユニバーサル・ベーシック・インカム/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)の再評価が進んでいる。アメリカでも、その理念や実現可能性に関心が集まっている。

アメリカにはすでに UBI の実施例がある。アラスカ州の永久基金(APF=Alaska Permanent Fund)である⁴²。アラスカ州は 1976 年に州憲法に基づいて資源収入を原資とするいくつかの投資基金を立ち上げた。いずれも、同州の石油や鉱物資源から得られる収入の一部を積み立てて運用し、その利益を州民に分配する仕組みである。代表的なのが APF からの「永久基金配当(PFD=Permanent Fund Dividend)」で、毎年アラスカ州の全住民に現金を支給している。



⁴² See, Christopher L. Griffin, Jr., "The Alaska Permanent Fund Dividend and Membership in the State's Political Community," 29 Alaska L. Rev. 79 (2012).

2025 年 9 月 19 日、アラスカ州歳入省(Department of Revenue)が給付金額を公表した。2025 年の PFD 納付額は 1 人あたり 1,000 ドルで、成人・子供を問わず、資格を充たすすべての州民に同額が給付される。2025 年 10 月 2 日から順次、約 60 万人の州民に直接振り込みを行った。前年(2024 年)はエネルギー補助を含めて 1 人がたり約 1,700 ドルであった。2025 年は補助なしのため減額された。ちなみに、アラスカ州は州所得税(したがって州版 EITC)を導入していない⁴³。

また、カリフォルニア州の自治体では、UBI パイロットとしてストックトン市が毎月住民 1 人あたり 500 ドルを給付するパイロットプログラムを実施した(2019 年～2021 年)⁴⁴。他にもパームスプリングス市が、住民 1 人あたり月額 500～800 ドル程度の現金給付するパイロットプログラムを実施している(2023 年以降)⁴⁵。

アメリカのような人口の多い国で、全国的な UBI(ユニバーサル・ベーシック・インカム/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)を導入するのは容易ではない。制度設計上の重大な課題を伴うからである。

現行の連邦税法(IRC)上の EITC は、最適な UBI を設計する際の有力なモデルである。EITC(勤労所得税額控除)は 1975 年に導入された。CTC(子ども税額控除)は 1997 年に導入された。これらの制度は、UBI のような現金給付プログラムの設計と実施に関して重要な示唆を与える。とりわけ、CTC は、後の改正により月額給付の仕組みが導入された点で注目される。一方で、結婚懲罰(marriage penalty)の問題も存在する。EITC の家族(世帯)単位の制度設計に内在する構造的課題である。UBI 制度の設計においても、この課題は無視できない。

IRS(内国歳入庁)は、大規模な UBI プログラムを運営する能力を有する。また、同庁は関連する専門知識も備えている。しかし、UBI の実施主体として IRS が唯一の選択肢であるとは限らない。

1 税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の例

世界を見渡すと、税と社会保障・福祉を統合/一体化的に設計・運用している国もあれば、明確に別建て/分離している国もある。その背景には、歴史的経緯や制度設計の理念、行政運営の効率性など、さまざまな理由がある。いくつかの国を例にあげて、その大まかな違いを比較すると、次のようになる。

⁴³ See, Alaska Permanent Fund: 2025 Dividend Payments, Eligibility, and Key Updates (November 15, 2025). [Alaska Permanent Fund: 2025 Dividend Payments, Eligibility, and Key Updates](#)

⁴⁴ See, Rachel Treisman, "California Program Giving \$500 No-Strings-Attached Stipends Pays Off, Study Finds," NPR (March 4, 2021).

⁴⁵ See, News, Stimulus Check from Palm Springs Of \$800: UBI Program (May 17, 2023).

【表 25】税と社会保障・福祉を統合/一体化する国と別建て/分離する国の一例

《税と社会保障・福祉一体化/統合する国》	
①	アメリカ 運営主体: 内国歳入庁(IRS)
①	勤労所得税額控除 (EITC=Earned income tax credit): 1975 年導入。就労促進+低所得世帯の生活支援。一定限度内の勤労所得がある者が対象。対象者の納税申告に基づき還付額は遞増・遞減
②	追加的子ども税額控除 (ACTC=Additional child tax credit): 2001 年導入。子どもがいる世帯への支援が狙い。子ども税額控除(CTC= child tax credit)は 1997 年導入で非還付型控除(定額で適格子ども 1 人あたり\$500)。一方、ACTC は、還付型で、一定限度内の世帯所得に応じて還付額は递増・递減
②	韓国 運営主体: 国税庁
①	労働奨励税制 (韓国版 EITC): 2008 年 1 月施行
②	子ども奨励金 (韓国版子ども税額控除: 2015 年 9 月施行 ⁴⁶
③	イギリス 運営主体: 雇用年金省(DWP=Department for Work and Pensions)、歳入関税庁(HMRC)は協力機関
①	ユニバーサル・クレジット (Universal credit): 2013 年導入【(旧)就労税額控除・子ども税額控除・所得補助・雇用支援手当・就職手当・住宅給付を一元化】。就労促進+低所得世帯の生活支援 ⁴⁷ 。
《税と社会保障・福祉別建て/分離する国》	
④	オーストラリア 運営主体: ①サービス・オーストラリア省(Department of Service Australia)/センターリンク(Centre Link)、②国税庁(ATO)
①	家族給付 (FTB=Family tax benefit): 1976 年導入。その後抜本改正実施。【FTB は、「tax benefit」(税制優遇)の名称が使われているのは、典拠が税法であるからである。給付の際に国税庁(ATO)の確定申告データを使うことが理由のようである。しかし、実質は“現金給付”である。
②	低所得税額控除 (LITO=Low-income tax offset): 2018-19 財政年度に時限で導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告で適用を受ける。ただ、オーストラリア連邦所得税制には、給付(還付)つき税額控除(refundable tax offset)は原則としてない。つまり、低所得税額控除(LITO)は非給付(還付)型(refundable type)の税額控除。このことから、納税者

⁴⁶ 金 明中「韓国における勤労奨励税制 (EITC) の現況」ニッセイ基礎研 REPORT (2011/10/24) 参照。 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail?id=52502?site=nli>

⁴⁷ See, UK Government – Universal Credit; House of Commons Library – Universal Credit: An Introduction; Institute for Fiscal Studies (IFS), Universal Credit.

は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付(tax offset/tax rebate)を受けることはできない⁴⁸。

*オーストラリア税法では、税額控除(米では tax credit)を「tax offset/rebate」という。また、所得控除(米では tax deduction)を「tax allowance/relief」という。

2 主義、主張を超える UBI への支持

ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)に対する支持は、特定の主義やイデオロギーを超えて広がりを見せており、福祉国家を重視する福祉主義者(welfarists)にとどまらず、「過保護国家(nanny state)」に反発するリバタリアンや新自由主義者(libertarians)、さらにはビッグテック企業やテックライター(IT 右派)の CEO たちにまで支持が及んでいる。ただ、その動機は立場によって異なる。官僚的な伝統的社会保障・福祉制度の簡素化は、主な動機の一つである。

加えて、アメリカ社会は、自動化、生成 AI(人工知能)、フィジカル AI・ロボティク、アバターなどが活躍する将来に向かっている。AI が人間の頭脳労働や肉体労働に代わる領域が増えている。AI が人間の知能(人知)を超える「テクノロジカル・シングュラリティ(technological singularity/技術的特異点)」の到来も現実味を増してきている。

こうした先端テクノロジーの台頭による雇用喪失、「労働により所得を得る」という従来の価値観の変容に伴う新たなセーフティネット構築の必要性である。UBI の出番である。主だった UBI 支持者をあげて、その支持の動機を一覧にすると、次のとおりである。

【表 26】UBI 導入賛成論者の支持の動機とは

マーク・ザッカーバーグ(Mark Zuckerberg/ Facebook(現 Meta)共同創業者)

【デザイン骨子】具体的な制度設計は不明。ただ、アラスカ州の永久基金(Alaska Permanent Fund)【アラスカ州は 1976 年に州憲法に基づいて設立した資源収入を原資とする投資基金で、石油や鉱物資源から得られる収入の一部を積み立て運用し、その利益を州民に分配する仕組み。代表的な制度が「永久基金配当(PFD=Permanent Fund Dividend)」で、毎年アラスカ州の全住民に現金を支給するデザイン】を成功例として引用し、PFD をモデルに全米での導入を検討すべきと発言

【理由】社会的チャレンジの機会を広げる制度として評価。

【典拠】ハーバード大学卒業式(2017 年)やアラスカ訪問(2017 年)時のスピーチ

49

⁴⁸ See, Parliament of Australia, Australia's social security system. 邦文の資料としては、加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度～累進度および再分配効果と効率性等との相克」レファレンス(2014/平成 26 年 2 月号)参照。

⁴⁹ See, Kris Snibb, "Mark Zuckerberg's Commencement address at Harvard, "The

チャールズ・マレー(Charles Murray/政治学者・リバタリアン)

【デザイン骨子】現行の複雑な福祉制度を廃止し、単一の現金給付に置き換えるべきと主張、**[給付対象]**: すべての成人、**[給付額]**: 一律年額約 13,000 ドルを給付。

【理由】行政コスト削減と個人の自由拡大を重視。自己責任で生活設計させる構想

【典拠】著書 *In Our Hands* (2006) で UBI を提唱⁵⁰

アンディ・スター(Andy Stern/元 SEIU 労働組合会長)

【デザイン骨子】[給付対象]: 全米の成人、[給付額]: 月額約 1,000 ドル、[財源]: 付加価値税(VAT) や炭素税などの新税導入と既存福祉の統合・簡素化で賄う設計

【理由】グローバル化と自動化により労働組合の力が弱まり、従来型の労働保護では限界と認識。「機械との戦いは不可能」とし、UBI を新しい労働保障の形と位置づけ。労働者の生活安定と経済の持続性を確保するための制度改革は必要不可欠。

【典拠】著書 *Raising the Floor* (2016 年)⁵¹

ビル・ゲイツ(Bill Gates/マイクロソフト共同創業者)

【デザイン骨子】理念的には支持するが「時期尚早」とのスタンス。[給付対象]: 不明(現時点では多くの国に財政的余裕がない)、[金額]: 不明、[財源]: 2017 年に「ロボット税」構想を提案

【理由】「UBI は貧困のコストより安上がり(UBI: More affordable than poor)」

【典拠】YouTube など各種ネットメディア記事⁵²

イーロン・マスク(Elon Musk/テスラ・スペース X CEO)

【デザイン骨子】具体的な制度設計は不明。近年は「UBI」よりも「普遍的高所得(UHI= Universal High Income)」【すべての人が高所得を享受できる未来】を提唱

【理由】自動化・AI による雇用喪失を強く懸念。「ロボットが人間の仕事を奪う世界では、UBI が必要になる」と繰り返し発言。UBI は「人々に自由な時間を与え、AI 経済の生産性を社会全体に還元する仕組み」との位置づけ。

Harvard Gazette (May 25, 2017).

⁵⁰ See, Charles Murray, *In Our Hands: A Plan to Replace the Welfare State* 6-10 (AEI rev ed 2016).

⁵¹ See, Andy Stern with Lee Kravitz, *Raising the Floor: How a Universal Basic Income Can Renew Our Economy and Rebuild the American Dream* 201-02 (Public Affairs 2016).

⁵² See, UBI : More affordable than poor

<https://www.youtube.com/watch?v=xyum46Xbj5U>

【典拠】LinkedIn などのネットメディア記事、世界政府サミットや AI 関連イベントでの「UBI は不可避」の主張など⁵³

【バラク・オバマ】(Barack Obama/元合衆国大統領)

【デザイン骨子】具体的なデザインは示さなかったが、デザインにあたってのポイントを提示：①普遍性：すべての市民を対象とする「ユニバーサル」な制度、②無条件性：雇用状況や所得に関係なく給付、③定期性：安定した生活基盤を提供するための継続的な給付。

【理由】AI や自動化による雇用喪失への対応と格差是正

【典拠】南アフリカ・ヨハネスブルグで行われたネルソン・マンデラ生誕 100 周年記念講演(2018 年 7 月)⁵⁴

【ヒラリー・クリントン】(Hillary Clinton/元合衆国大統領候補)

【デザイン骨子】アラスカ州の永久基金(Alaska Permanent Fund)モデルを参考に、共有資源収益を基金化し、全国民に配当する提案。ただし、2016 年選挙では見送り(「大胆すぎる政策だと判断し、選挙戦では採用しなかった」と回顧)

【理由】格差是正：雇用や賃金が十分でない状況において、中産階級を支える新たな仕組みが必要。国民全員が「共有資源」の恩恵を受けるべきである

【典拠】ネットメディアで公表された回顧⁵⁵

このように、アメリカにおいてユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)は、思想や立場を超えて、各界から幅広い支持を集めている。

全米規模で UBI を実現するためには、まさに「ユニバーサル(普遍的)に受け入れられる制度設計」が求められる。

また、既存の複雑な社会保障制度との差別化を図るためにも、コスト効率が高く、できるだけ簡素な仕組みであることが不可欠である。

アメリカの税法研究者や経済学者が、ユニバーサルに受け入れ可能な UBI の制度設計をする際に重視すべきポイントをあげている⁵⁶。

⁵³ See, Subhankar Paul, “From survival to thriving: Elon Musk pitches universal high income as AI reshapes economy,” bt Business Today (Updated Dec 1, 2025).

⁵⁴ News, “Obama’s Full Speech About the ‘Politics of Fear and Resentment’,” (CNN, July 17, 2018).

⁵⁵ See, e.g., Sara Bizarro, “Hillary Clinton regrets not proposing Basic Income during her 2016 campaign (BIEN=Basic Income Earth Network) (Sep 13, 2017).

⁵⁶ See, Miranda Perry Fleischer & Daniel Hemel, “The Architecture of a Basic Income,” 87 U. Chi. L. Rev. 625 (2020).

【表 27】ユニバーサルに受け入れ可能な UBI デザインの 6 ポイント

- ① **給付額(Size)**: 1 人あたり月額 500 ドル程度。極度の貧困を解消可能。
- ② **受給資格(Eligibility)**: 年齢を問わず、すべての市民および合法的永住者を対象とする。
- ③ **一律性(Uniformity)**: 婚姻関係・資産調査・地域差による給付額の変動は回避し、簡素な仕組みとする。
- ④ **譲渡可能性(Assignability)**: 成人の UBI 受給者は、一定の制限の範囲内で、将来の給付を担保に、短期・中期のローンの利用できるようにすべきである。
- ⑤ **給付方法(Payment Mechanism)**: 隔週ごとの各人の口座に直接給付。社会保障省(SSA)が実施主体となる。
- ⑥ **財源(Funding Mechanism)**: 既存給付制度の統合 + 追加課税に求め、内国歳入庁(IRS)が管理する。

III UBI を参考にした「簡素」な改良型 RTC/EITC の制度設計

アメリカをはじめとする多くの国の社会保障・福祉制度は、「援助に値する (deserving)」と思われる特定の人々に支援を限定する傾向がある。言い方をかえると、受給者または政府が「受給に値する」と個別に証明する必要がある。その典型がアメリカの社会保障・福祉制度である。高齢者、障害者、一時的な失業者、そして亡くなった労働者の配偶者や子どもなどが主な対象となっている。これらの給付を受けるには、過去に労働し、社会保障税を納めたという実績が求められることが多い。また、働いても生活が苦しい人たち (the working poor) を対象とした勤労所得税額控除 (EITC) のような、受給者の労働能力や就労意欲を勘案した税と社会保障給付を一体化したプログラムもある。

さらに、多くの追加的な社会保障・福祉プログラムでは、子どもが主な対象とされている。これは、子どもが本質的に「援助に値する」存在、すなわち労働を期待されない存在として認識されているためである。

これに対して、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度) は根本的に異なるアプローチをとる。UBI は、受給者の労働能力や就労意欲に関係なく、政府がほぼすべての個人に対して、無条件で、毎年・毎月・あるいは隔月、一定額の現金を支給する制度である。つまり、働いているかどうかにかかわらず、また働かないという選択をした場合でも、平等に給付が行われる点が特徴である。

る。受給者が「受給に値する」と個別に証明する必要がないという点で特徴的である。個人の生活への行政への関与を最小限にできる。

すでにふれたように、全米規模での UBI 導入には、党派を超えた幅広い支持がある。もっとも、支持の背景にある理由はさまざまである。

すでにあげたように、現行の勤労所得税額控除(EITC)は「公平」を重視するあまり、公的機関が「受給に値する」かどうかを選別する仕組みとなっている。こうした仕組みは、給付を受ける人たちにステイグマ(社会的烙印)を与えることになりかねない。であるから、UBI(ユニバーサル・ベーシック・インカム/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)に換えるべきとする⁵⁷。

生成 AI、フィジカル AI・ロボット、アバターなどの先端テクノロジーが浸透した将来の経済社会が想定される。雇用喪失へのセーフティネットの構築も急がれる。そうしたなか、受給者の労働能力や就労意欲の有無を重視する RTC/EITC が、果たして持続可能な制度であり続けられるのかという懸念もある。

それにもかかわらず、パーフェクトな制度など存在しない、たとえ現行の RTC/EITC(勤労所得税額控除)欠点があるとしても、それを改良しながら慣れ親しんだ制度を維持すべきであるという意見も根強い。RTC/EITC の「選別的福祉(selective welfare)」と UBI の「普遍的福祉(universal welfare)」の対立を乗り越える主張ともいえる。

【表 28】UBI を参考にした「簡素」な改良型 RTC/EITC の制度設計を求める理由

長年運用してきた RTC/EITC と急激に決別することには、制度的・政治的な摩擦が伴う。そのため、UBI の理念を取り入れつつ、既存の RTC/EITC を改良する「ハイブリッド型」ないし「接ぎ木」の制度設計を模索すべきである。

仮に「ハイブリッド型」ないし「接ぎ木」の制度設計を進めるとする。この場合、現行の EITC(給付付き税額控除)には、次のような制度的課題があることに着目する必要がある⁵⁸。

【表 29】RTC/EITC の主な制度的課題

- ・ **遞減構造(phase-out)の問題**: RTC/EITC は比較的低い所得水準を上限として段階的に給付が減額される設計となっている。そのため、貧困線付近の人たち(the nearly poor)にとっては、労働意欲の向上につながりにくいという指摘がある。
- ・ **家族単位による設計**: RTC/EITC は家族単位を基本として給付額を決定する

⁵⁷ Robert A. Moffitt, "The Negative Income Tax and the Evolution of U.S. Welfare Policy," *Journal of Economic Perspectives*, 17(3), at 119–140 (2003).

⁵⁸ See, Benjamin M. Leff, "EITC or All: A Universal Basic Income Compromise Proposal," 26 Wash. & Lee J. Civil Rts. & Soc. Just. 85 (2019).

ため、婚姻・離婚・事実婚といった家族形態に対して中立性を欠き、個人の権利を制約する側面がある。
・ 給付のタイミングと制度運用の負担 : RTC/EITC は税制に組み込まれているため、給付時期が受給者の生活ニーズと一致しない。その結果、受給者にとって生活設計上、資金繰りが困難になりやすく、IRS(内国歳入庁)にとっても事務処理の負担が大きい。
・ 給付額の限界 : RTC/EITC の給付額は相対的に小さく、不完全雇用(underemployment)や貧困の防止という観点からは、十分な効果を発揮していない。

以上のような、RTC/EITC の制度的課題は、RTC/EITC の特質に起因する。もう一度、UBI と RTC/EITC の違いを確認して見たい。

【表 30】簡素な UBI と簡素でない RTC/EITC の対比(再掲)

ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI=universal basic income)	米の給付(還付)つき税額控除/勤労所得 税額控除(RTC/EITC)
《税制と社会保障・福祉を分離/独立》	《税制と社会保障・福祉を一体化/統合》
①就労要件(work test)なし	①就労要件(work test)あり
②収入制限要件(means test)なし	②収入制限要件(means test): 非適格所得(投資所得)
③個人単位	③家族単位
④定期的現金給付(所得)	④給付は勤労所得額による。消失控除
⑤全員に給付	⑤申請または申告した者に給付

1 RTC/EITC の制度分析

RTC/EITC は以上のように 5 つの特質を持つ。これらのうち、とりわけ①～④は、脆弱性(弱点)にもなる。そこで、以下、順次、UBI の特質を参考に、RTC/EITC 改善のため制度設計を考えて見たい。

(1) 勤労所得(就労)要件(work test)

勤労所得税額控除(EITC)は、受給者の労働能力や就労意欲の有無を重視する制度設計である。つまり、勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を認め、総所得(収入)が低く控除しきれない場合には一定額の所得に達するまで給付(還付)をする仕組みである。

RTC/EITC では、控除の段階的遞増(phase-in provisions)、つまり総所得(収入)が増えるにつれて控除や給付が段階的に「遞増」していく仕組みを採用する。加え

て、消失控除/控除の段階的遞減(phase-out provisions)、つまり一定の総所得(収入)水準を超えると控除額が徐々に「遞減」し、最終的にゼロになる仕組みを採用する。控除の段階的遞増や段階的遞減といった仕組みは、税制の「公平」に資する設計とされている。一方で、こうした複雑な制度設計が「簡素」の目標に資するかどうかについては疑問が残る。

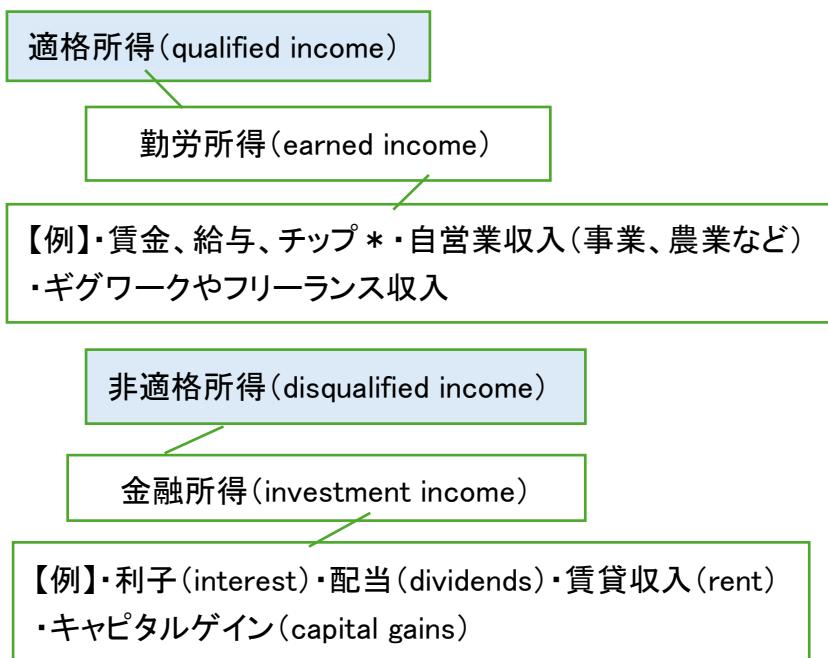
RTC/EITC は、比較的低い所得水準を上限として、収入(総所得)に応じて段階的に控除額が増える仕組みである。しかし、収入(総所得)ゼロなら控除もゼロである。また、RTC/EITC は有償労働のみを対象とし、求職活動や無償労働、さらには働きにくとも障害があるあるいは高齢で働けない人には適用されない。こんな細かな要件が RTC/EITC 制度をさらに複雑にする⁵⁹。

(2) 収入制限要件(means test) : 非適格所得(投資所得/金融所得)

RTC/EITC には、適格所得(qualified income)と非適格所得(disqualified income)という制限がある。こうした縛りは、RTC/EITC が、働いても生活が苦しい人たち(the working poor)、つまり低所得労働者を支援するための給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)であることを理由に設けられている。

還付申告で RTC/EITC の適用を受けたいとする。その場合、納税者は、この要件をクリアできるかチェックしないといけない。

【表 31】適格所得(労働所得)とは



⁵⁹ See, Evelyn Z. Brodkin & Malay Majmundar, "The Exclusionary Effects of Work-Based Welfare," Social Service Review, 84(2), at 223–248 (2010).

(3) 適格所得・勤労所得

収入制限要件(means test)を図にして示すと、一目瞭然になる。しかし、見た目とは異なり、実際の申告手続は、「簡素」ではない。一般納税者にとっては、気が遠くなるほど複雑である。

例えば、適格所得である「勤労所得(earned income)」を見てみよう。

「勤労所得」にあたるものの中1つに、「賃金、給与、チップ」である。この種の所得を得る納税者は、一般に“給与所得”、“給与所得者”と呼ばれる。

給与所得者が、還付申告をし、RTC/EITC の適用を受けるとする。この場合、様式 1040/1040A[連邦個人所得税申告書(Form 1040/Form 1040A: U.S. Individual Income Tax Return)]に、別表 EIC[勤労所得税額控除明細表(Schedule EIC: Earned Income Credit)を添付しないといけない。

最初のステップは、「賃金、給与、チップ」にあたるのか、そうでないのかを仕分けすることである。納税者は、「勤労所得」を計算する際に、除外しないといけないものがある。理由は、労働の対価ではないためである。除外項目は次のとおりである(IRS Publication 596)。

【表 32】 RTC/EITC 適用の際に「勤労所得」には入れない給付等

- ・失業保険給付(unemployment benefits)
- ・社会保障給付(Social Security benefits)
- ・年金や年金収入(pensions and annuities)
- ・投資収入(利子、配当、キャピタルゲインなど)
- ・子どもや配偶者の扶養手当(child support, alimony)

(4) RTC/EITC 計算におけるチップ・残業代の取扱い

トランプ 2.0 政権の税革法(OBBBA= One Big Beautiful Bill Act of 2025)では、「チップは非課税(No Tax on Tips)」条項を導入した。最大 25,000 ドル(150 円換算で 375 万円)までのチップ額を(調整総所得/AGI)から「所得控除(deduction)」できる仕組みである(ただし、2025 年 1 月 1 日から 2028 年末までの 4 年の时限適用である)。

大統領選での「チップ非課税」のポピュリズム減税のプロパガンダは、おおむね歓迎された。しかし、EITC の適用における「勤労所得」計算を複雑にし、働いても貧しい人たちを還付申告で一層迷路に追い込む。

IRS のガイダンス(Notice 2025-69)によると、チップは依然として「勤労所得(earned income)」として扱われる。したがって、RTC/EITC の適用においては総収入

金額(調整総所得/AGI)に含まれる。その後、チップ収入を所得控除することになる。税額控除ではないので、この段階では税額そのものを直接減らすわけではない。

加えて、OBBBA2025 では「残業代は非課税(No Tax on Overtime)」条項を導入した。残業代の所得控除枠(ただし、2025 年 1 月 1 日から 2028 年末までの 4 年の期限適用)は、単身者申告では最大 12,500 ドル、夫婦合算申告(MFJ=Married Filing Jointly)では最大 25,000 ドルである。

この残業代も、チップの場合と同様に、RTC/EITC 計算の際には、勤労所得に含めて計算しないといけない。「複雑」過ぎる。税制簡素化はますます遠のくばかりである。

ちなみに、従業員は、月ごとにチップ収入を雇用主に報告する義務がある。様式 4070A[従業員のチップ日次記録表(Form 4070A:Employee's Daily Record of Tips Received)] が使われる。

【表 33】様式 4070A:従業員のチップ日次記録表

Form 4070A (Rev. August 2005) Department of the Treasury Internal Revenue Service		Employee's Daily Record of Tips This is a voluntary form provided for your convenience. See instructions for records you must keep.			OMB No. 1545-0074
Employee's name and address		Employer's name		Month and year	
		Establishment name (if different)			
Date tips rec'd	Date of entry	a. Tips received directly from customers and other employees	b. Credit and debit card tips received	c. Tips paid out to other employees	d. Names of employees to whom you paid tips
1					
2					
3					
4					
5					
Subtotals					
For Paperwork Reduction Act Notice, see Instructions on the back of Form 4070.					

Page 1 (4 頁の1 頁目)

(5) 申告資格と扶養子どもの数で異なる取扱い

RTC/EITC の適用要件は、申告資格と扶養する子どもの数により異なる。アバウトにいうと、2026 年 1 月からはじまった連邦所得税申告(2025 年分)では、適格者であるには、勤労所得はおおむね 18,590 ドル～59,700 ドル未満でないといけない。

毎年この基準値は自動的にインフレ調整/物価スライドされる。新たな基準値は、連邦個人所得税では、タックスインデクセーション、すなわち物価スライド税制(インフレ自動調整税制)を採用している。連邦課税庁(IRS)が、インフレ率を機械的の算定し、毎年スケジュールとして標準控除や税率区分など各種調整項目についてのインフレ調整額を、レベニュー・プロシージャ(Revenue Procedure)で公表する仕組みになっている。IRS は、2025 年 10 月 25 日に 2026 年分(1 月～12 月期)のインフレ自動調整額を盛った Revenue Procedure 2025-32(<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp->

[25-32.pdf](#) を公表した。このような仕組みは、EITC の還付申告申告書作成作業を極めて煩雑にしている。

(6) 低所得者層でも、投資所得は基準値内であること

RTC/EITC の適用を受ける場合、所得要件をクリアできた低所得者層であっても、「投資所得」(「金融所得」)が基準値を超えてはならない。

2026 年 1 月からはじまった連邦所得税申告(2025 年分)では、「投資所得」(「金融所得」)銀額が 12,200 ドル(150 円換算で、183 万円)以下でないといけない(IRC32 条 i 項 2 号)。つまり、投資所得が基準値(上限)を 1 ドルでも超えると、EITC は完全に不適用となる。この制限は、申告資格や扶養する子どもの数とは関係なく一律に適用になる。

(7) 家族(世帯)単位傾斜の制度設計: 問われる結婚懲罰税効果

RTC/EITC(勤労所得税額控除)は働いても生活が苦しい人たちを支援する制度である。ただ、RTC/EITC の適用にあたっては、個人よりも家族(世帯)を重視する形でデザインされている。このため、婚姻に対する課税の中立性や扶養する子どもの数に応じた控除の限界が問われている。

RTC/EITC は、勤労所得(earned income)と申告資格に基づいて給付(還付)額が決まる仕組みになっている。つまり、夫婦が合算申告(MFJ)すると、所得が増えることになる。このため、未婚のまま申告するより控除額が減るケースが出てくる。また、子どもがいない夫婦でも、二人の収入を合算して申告すると、給付額が減少するケースができる。これを「結婚懲罰税(marriage penalty tax)」と呼ぶ⁶⁰。

加えて、一方の親の収入が高いと、結婚によってもう一方の親が控除を受けられなくなることがある。とりわけ単独で子どもを養育している親には不利になるケースもある。

RTC/EITC を拡大適用すべきとする主張もある。しかし、とりわけ子どものいない勤労者向けの制度適用拡大は、望まない結婚懲罰税効果の拡大につながるという指摘がある。

また、RTC/EITC は扶養する子どもの数に応じて給付額が増える仕組みになっている。その一方で、給付(還付)の増加幅は子どもが増えるごとに小さくなるようになっている。

⁶⁰ See, Jeffrey B. Liebman, "Marriage and the Earned Income Tax Credit," In J. Poterba (ed.), *The Incentive Effects of Tax Policies* (pp. 201–225). (2002, MIT Press).

【表 34】扶養する適格子どもの数による控除の限界

- ・1 人目 → 増加幅大
- ・2 人目 → 増加幅やや小
- ・3 人目以降 → 増加の追加なし

以上のような制度設計から、3 人以上の子どもを持つ世帯では、結婚して夫婦合算申告するよりも、未婚のままそれぞれが子どもを申告する方が、給付額が多くなるケースがある。これが、結婚や同居を避けることにつながる。租税立法における「中立」原則とぶつかるのではないかとの指摘もある。

また、RTC/EITC が、「子どもを養育しているかどうか」に傾斜する制度設計になっている。このため、子どもがいない勤労者や子どもの扶養義務を負っていない親が制度から取り残されしまう問題もある。

また、夫婦合算申告(MFJ)制度では、法的に結婚していない事実婚(*de facto marriage*)カップルなどが「夫婦」として認められず、制度の枠外に置かれている。このため、より「性中立(gender neutral)」かつ「結婚中立(marriage neutrality)」の視点から、申告資格のあり方を見直すべきであるという声もある⁶¹。なかには、夫婦合算申告(MFJ)そのものを廃止すべきだとする意見も存在する⁶²。この点は、EITC の適用のあり方の検討にあたっても、当然問われる。

2 簡素な RTC/EITC に向けた改良ポイントと改良策

EITC (Earned Income Tax Credit、勤労所得税額控除)は、1975 年に導入された。低所得の勤労者を支援しつつ、給与税(Payroll Tax)、つまり社会保障税(social security tax)や高齢者公的医療保険の財源となるメディケア税(Medicare tax)など、の負担緩和を狙いに制度設計された。

RTC/EITC は、労働によって得られる所得などに基づいて給付(還付)額が決定される税制上の措置である。勤労世帯の可処分所得の増加～つまり「手取りを増やす(increase take-home pay)」こと～を目的としている。現在では、連邦税制における主要な所得再分配手段の一つとなっている。

RTC/EITC は当初、一時的な措置であった。しかし、その後、この制度の効果が評価され、1986 年の税制改革法(Tax Reform Act of 1986)で恒久化された。その後も何度か改善されてきている。そして、いまた、時代に即した改良が求められている。

⁶¹ See, Amy C. Christian, "Taxing Women: Thoughts on a Gendered Economy: Symposium: The Income Tax: Joint Versus Separate Filing Joint Return Tax Rates and Federal Complicity in Directing Economic Resources Reform Woman to Men," 6 S. Cal. Rev. L. & Women's Stud. 443 (1997).

⁶² James M. Puckett, "Rethinking Tax Priorities: Marriage Neutrality, Children, and Contemporary Families," 78 U. Cin. L. Rev. 1409 (2010).

簡素な RTC/EITC に向けた改良ポイントを一覧にすると、次のとおりである。

【表 35】簡素な RTC/EITC に向けた改良ポイント

- ① **給付の一部を「基礎給付化」**: 勤労所得ゼロでも最低限の給付を保障(例: 子持ちでない成人への最低限控除(minimum credit for childless adults))
- ② **無償労働や求職活動の評価**: 就労支援プログラムへの参加やケア労働を「擬似的な労働」として認定
- ③ **給付の月次化・安定化**: 年 1 回の還付ではなく、月次支給にして不安定労働者を支援(例: Advance EITC の復活)。
- ④ **個人単位での給付設計**: 合算申告によるペナルティを避けるため、個人ベースで給付額を算定。
- ⑤ **障害者・高齢者向けの特例設計**: 就労が困難な人々に対して、別枠の EITC 的給付を設ける。
- ⑥ **Phase-in の廃止**: 所得ゼロでも最大給付を支給。
- ⑦ **給付の定額化 (Universal Credit)**: 所得に関係なく一定額を支給。UBI(ベーシックインカム)化
- ⑧ **投資所得制限の完全撤廃**: 所得の種類にかかわらず、総所得で判定
- ⑨ **投資所得の一部除外**: 利子・配当のうち一定額までは非カウント。一部州制度での先行事例あり
- ⑩ **その他**

上にあげた改良ポイントについて、以下に深掘りして見る。

(1) 給付の一部を「基礎給付化」

RTC/EITC はもともと子どもを持つ世帯に対して手厚い支援を行う制度設計になっている。現行の RTC/EITC 制度では、子どものいない低所得の単身者に対する給付が不十分であり、勤労所得がない場合には支援が及ばない。

この点の刷新を求める声がある。「たとえ勤労所得がゼロまたは極めて低くても、子どもを持たない成人に対して一定の最低限の給付を保障すべきである」という政策的主張(最低所得保障/minimum income floor)である⁶³。限りなく UBI に近づけようとする提案「EITC の普遍化(universalization)」ともとれる⁶⁴。

⁶³ See, Elaine Maag, Reforming the EITC for Childless Adults (2015, Urban-Brookings Tax Policy Center)

⁶⁴ See, Hilary Hoynes & Jesse Rothstein, “A Universal EITC: Sharing the Gains from Economic Growth, Supporting Families, and Bolstering the Economy(2019, Hamilton Project).すべての勤労者に対して、所得に関係なく一定の給付を提供し、その後、所得に応じて段階的に増減する EITC を提案する。最低限の勤労収入（総所

こうした声に応えようということで、RTC/EITC に「子どものいない成人向けの最低限控除/給付 (minimum credit for childless adults)」を組み込む提案がある。つまり、「給付の一部を『基礎給付化』」する設計である。現時点では、問題意識は共有されつつあるが⁶⁵、子どもを持たない単身者への最低限控除を制度化する法案は連邦議会に提出されていない。ただし、歴代の民主党政権は、RTC/EITC の不公平を重視し、当該層への給付(還付)拡充策を実施・提案してきた。

【表 36】議会での子持ちでない成人への対応 RTC/EITC 拡充策の動き

◎オバマ政権(2009~17 年)
【刷新策の概要】子どもがいない成人の RTC/EITC を約 2 倍に引き上げる提案。対象年齢を 21 歳から引き下げる案も含まれていたが、議会で成立せず。
【典拠】2015 年予算教書など
◎バイデン政権(2021~24 年)
【刷新策の概要】子どもがいない成人の①最大控除額を約 538 ドル→約 1,500 ドルに引き上げ、②所得制限(単身者)を約 15,820 ドル→約 21,000 ドルに引き上げ、そして③対象年齢を 25~64 歳→19 歳以上(ただし学生除く)に引き下げて、RTC/EITC の適用対象を拡大。2021 年限りの時限措置。コロナ(COVID-19)パンデミック対策の一環として実施 ⁶⁶ 。
【典拠】2021 年アメリカ人救済計画法(ARPA =American Rescue Plan Act 2021)
【刷新案の継続案】コロナ・パンデミックによって損なわれた経済・社会の復興・再建を目指す政策には、ARPA による拡充措置を恒久化する提案が含まれていたが、連邦議会上院で成立せず。失効した。
【典拠】2021 年復興・再建法案(Build Back Better Act 2021 (Bill))

現在(2025 年時点)では、議会民主党主導の政権時の ARPA による拡充措置は失効しており、元の水準に戻っている。いいかえると、子どもを持たない単身者が

得) があれば、扶養する子どもの有無にかかわらず一定額の EITC を受け取れる設計。これは事実上の最低所得保障 (minimum income floor) として機能する。この提案に対しては、とりわけ財源問題の難しさを指摘する声もある。See, Comment, Leonard E. Burman, A Universal EITC: Sharing the Gains from Economic Growth, Supporting Families (2019, Urban Brookings Tax Policy Center).

⁶⁵ See, Expanding the EITC to Childless Adults (2016, CBO=Congressional Budget Office).

⁶⁶ See, CRS, "The 'Childless' EITC: Temporary Expansion for 2021 Under the American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA; P.L. 117-2)," (CRS Report / Updated May 3, 2021).

EITC を受け取るには、一定の勤労所得が必要であり、所得がゼロの場合は依然として給付(還付)対象外である。

(2) 無償労働や求職活動などの評価

RTC/EITC は、「労働による所得」がある低所得者に対して税額控除(給付/還付)を提供する仕組みである。「労働」の定義を広げ、就労支援プログラムへの参加やケア労働を「擬似的な労働(pseudo-work)」も認定しようとする提案がある⁶⁷。

【表 37】「擬似的な労働」の追加

- | | |
|----------------|--|
| ・就労支援プログラムへの参加 | 職業訓練、職探し支援、インターンなど。これらは将来の就労可能性を高める「投資的活動」だよね。 |
| ・ケア労働 | 子育て、家族介護など。市場で評価されにくいが、社会的には不可欠な労働。 |

ただし、「労働による所得」に無償労働やケア労働といった帰属所得(imputed income)を加えることには、慎重になる必要がある。というのも、①擬似的な労働の「量」や「質」の客観的な測定が困難であること、②活動実態の把握が難しく、不正受給のリスクが高まること、③制度全体が一層「複雑」になり、税務執行や納税者の理解が困難になるおそれがあることなど、別の政策的課題を招く可能性があるためである。

(3) 給付の月次化・安定化

年 1 回の還付ではなく、月次支給にして、不安定な勤労者を支援する仕組みを導入する(前払い EITC/Advance EITC の復活)。

「前払い EITC (Advance EITC)」は、還付申告を待たず、賃金・給与と一緒に EITC の一部を前払いで受け取れる制度である。 Carter 政権が 1978 年に導入した。従業者が、様式 W-5[EITC 前払い申請証書(Form W-5: Earned Income Credit Advance Payment Certificate)] を雇用主に提出することで、雇用主が給与に EITC の一部を上乗せして支払う仕組みである。しかし、オバマ政権下で、2010 年末で廃止された。理由は、利用者が非常に少なく、制度の管理が複雑なこともあり過誤支給が相次いだことにある。

⁶⁷ See, Nancy C. Staudt, "Valuing Unpaid Work in the Tax System: A Feminist Perspective on the EITC," 76 Geo. L.J. 1561 (2002).

【表 38】廃止された様式 W-5[EITC 前払い申請証書 (Form W-5)]

Form W-5	Earned Income Credit Advance Payment Certificate	
Department of the Treasury Internal Revenue Service	OMB No. 1545-1342	
Type or print your full name	1993	
► This certificate expires on December 31, 1993.		
Your social security number		
<p>Note: If you get advance payments of the earned income credit for 1993, you must file a 1993 Form 1040A or Form 1040. To get advance payments, your filing status must be any status except married filing a separate return.</p>		
1 I expect to be able to claim the earned income credit for 1993. I do not have another Form W-5 in effect with any other current employer, and I choose to get advance payment of the earned income credit 2 Are you married? 3 If you are married, does your spouse have a Form W-5 in effect for 1993 with any employer?		
<p>Under penalties of perjury, I declare that the information I have furnished above is, to the best of my knowledge, true, correct, and complete.</p>		
Signature ►	Date ►	
Cat. No. 10227P		

(4) 個人単位での給付設計

RTC/EITC の給付額を個人単位で算定する方式へと変更することで、夫婦合算申告に伴う結婚懲罰 (marriage penalty) を回避できる。また、とりわけ低所得の共働き世帯にとっては、就労インセンティブを損なうことなく制度の恩恵を受けやすくなる。さらに、RTC/EITC 制度の透明性と公平性の向上にも資する。

一方で、扶養する子どもの夫婦間への割当ルールの明確化が必要になる。でないと、不正受給や名義上の分離 (*de facto household*) が頻発する可能性がある。また、個別給付(還付)で、執行コストの増加が懸念される。

(5) 障害者・高齢者向けの特例設計

就労が困難な人たち向けに、別枠の EITC 給付(生活支援)制度を設ける。つまり、RTC/EITC の本来の目的は「勤労を支援すること」だが、就労が困難な障害者や高齢者に対する別建てに仕組みを設ける。

【表 39】別建て(2本建て)のイメージ



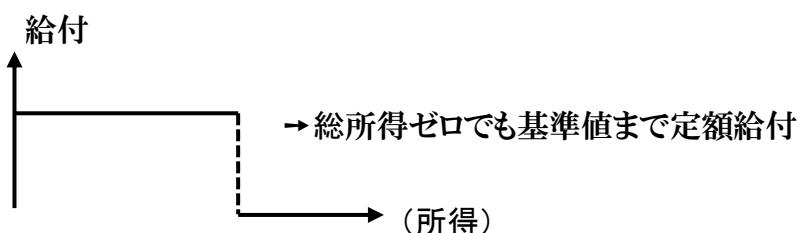
現行でも、一定の障害者は、少額の労働所得でも EITC の対象となる(IRC32 条 c 項 1 号・A・ii・II)。しかし、制度の複雑さと申請の難しさなどが重い課題になっている。

(6) RTC/EITC の遅増・遅減の仕組みの廃止

RTC/EITC の遅増(フェーズイン/phase-in)や遅減・消失(フェーズアウト/phase-out)の仕組みを廃止し、所得ゼロから給付を開始する。つまり、勤労所得の有無にかかわらず、基準値、つまり一定の総所得(収入)水準までは定額で支給されるこのような設計により、RTC/EITC は従来の「勤労要件」を外れ、最低所得保障やユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI)に近い制度へと転換されることになる。

遅増・遅減の仕組みを組み込んで、仕組みを複雑にするより、簡素で透明性のある制度設計の方が望ましい

【表 40】遅増・遅減が廃止された RTC/EITC のイメージ



(7) 給付の定額化(Universal Credit)

「給付の定額化(universal credit)」、つまり所得にかかわらず一定額を支給する仕組みとすることで、「簡素」な UBI にも発展しうる制度設計とする。

こうすることで、給付の公平性・透明性が高まる。結婚懲罰・勤労要件違反が発生しなくなる。「簡素」に資し、税務執行コスト(申請・審査不要)の削減につながる。

加えて、給付の定額化は、経済の自動安定化(+不況時の下支え)や、生成 AI、フィジタル AI・ロボット、アバターなどが活躍し、「労働により所得を得る」という従来の価値観が変容する将来の経済社会にも適合できる。新たな「生活支援」制度として、セーフティネットの構築につながる。ただし、制度設計によっては、財源確保が重い課題になる可能性がある。

(8) 投資所得制限の完全撤廃

RTC/EITC を、所得の種類にかかわらず、総所得(収入)額で判定する仕組みに変える。つまり、現行制度では投資所得(capital income)が一定額を超えると RTC/EITC の対象外になるが、その制限を完全に撤廃して、所得の種類に関係なく総所得で判定する。この変更は、RTC/EITC を「勤労支援」から「所得補完」へ性格を変えることにつながる。

ちなみに、2025 年の基準では、年間の投資所得(利子・配当・キャピタルゲインなど)が 11,000 ドルを超えると、世帯構成(独身、既婚、扶養子女の有無)に関係なく、RTC/EITC の受給資格を失う(IRC32 条 k 項)。

投資所得に対する制限を完全に撤廃すれば、所得の種類による差異をなくし、公平性の向上が期待できる。また、少額の投資収入を持つ人々に対する確認や審査が不要となり、制度全体の「簡素化」にもつながる。

(9) 投資所得の一部除外

例えば、利子・配当のうち一定額までは非カウントにする。つまり、投資所得を一律に制限するのではなく、利子や配当のような投資所得の一部を除外(非カウント)する。これにより、制度の公平性と柔軟性との両立を狙う。具体的には、「最初の 3,000 ドルまではカウントしない」、「高齢者に限り 5,000 ドルまで非課税にする」のような措置を講じる。

一部州の EITC 制度での検討が進められている。例えば、カリフォルニア州の「CalEITC」では、州独自の控除や緩和措置が議論されている。

(10) その他

いま強く求められているのは、先端テクノロジーによる雇用喪失に対応するセーフティネット構築である。そのため、州のみならず、連邦においても、「**労働により所得を得る**」という従来の価値観の変容に伴う新たなセーフティネットの構築が重い課題である。

◎むすびにかえて～UBI が拓く未来、RTC/EITC を超えて

アメリカには、わが国と異なり年末調整制度が存在しない。このため、所得のある個人は原則として全員が確定申告を行う必要がある。こうした仕組みのもと、所得税と給付(還付)を連動させた給付(還付)つき税額控除/勤労所得税額控除(RTC/EITC)が導入されており、全員申告制と親和性の高い制度設計となっている。

しかしながら、この制度(RTC/EITC)は「簡素」および「効率」といった租税原則から大きく逸脱しており、極めて複雑な構造になっている。RTC/EITC は、単純な「負の所得税(Negative Income Tax)」や「ユニバーサル・ベーシック・インカム(UBI/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)」とは異なり、煩雑な適用要件や計算要素を含む制度である。

実際、RTC/EITC は年々複雑化の一途をたどっており、一般の納税者にとっては理解・対応が困難なものとなっている。その結果、RTC/EITC の適用が連邦個人所得税の過誤申告の主な原因の1つとなっているのが実情である。

わが国は、無償独占を基盤とする税務専門職制度を採用する。ところが、アメリカは、“政府規制で職業をつくること大好き国家”とは根本的に異なる。アメリカでは、無償であれば、税務に関する知見を有する者は誰でも他人の納税申告書作成を支援することが可能である。実際、全米各地では市民が主体となってきめ細かな税務支援体制が整備されており、その規模も極めて大きい。わが国の「臨税」(税理士法 50 条)とは比べものにならない大きさである。こうした市民参加型の国柄だからこそ、複雑でわかりにくい RTC/EITC でも、何とか税制の軌道を走らせることができている。

それにもかかわらず、RTC/EITC に関する過誤申告の問題は依然として深刻である。その根絶には程遠いのが現状である。制度の複雑性が、支援体制の充実をもってしても十分に克服されていないことを示している。

【表 41】低所得者は、連邦税申告で税務調査を受ける比率が格段に高い

2022 年の確定申告では、連邦課税庁 (IRS) による税務調査、とりわけ「お尋ね (correspondence audits)」の全件数のうち 5 割以上は、個人所得税申告の低所得者向け勤労所得税額控除 (EITC) に関するものである。「低所得者 (年収 25,000 ドル以下の納税者) は、中高所得者に比べると税務調査にあう機会が 5 倍を超える」と報道されている。[\(IRS audits the poor at 5 times the rate of everyone else, analysis finds – CBS News\)](#)

新たな税制を導入するにあたっては、その制度が実施可能な基盤を有しているか、時代の要請に即しているか、そして将来的な持続性を備えているかが問われる。

加えて、デジタルトランスフォーメーション (DX)、自動化、生成 AI、フィジカル AI・ロボティクス、アバターなどの先端テクノロジーが社会に急激に浸透してきている。AI が人間の知能 (人知) を超える「テクノロジカル・シンギュラリティ (technological singularity/技術的特異点)」の到来も現実味を増してきている。

将来の世界においては、「労働によって所得を得る」という従来の価値観が大きく変容することが想定される。アメリカでは会計監査の分野で AI の導入が急速に進んでいる。従来公認会計士 (CPA) が担ってきた監査業務において、AI の方がより正確かつ効率的に対応できると高く評価されている。このような AI の優位性は、他の業種や領域にも広がりつつある。もはや政治判断も AI とは無関係ではない。

こうした変化を踏まえると、労働能力や就労意欲の有無を前提とする給付 (還付) つき税額控除/勤労所得税額控除 (RTC/EITC) が、今後も有効な制度であり続けるとは考えにくい。それにもかかわらず、わが国においては、依然として RTC/EITC の導入を主張する政治勢力が主流を占めている。制度設計における政策的視野の狭さを露呈していると言わざるを得ない。

この点、UBI(ユニバーサル・ベーシック・インカム/普遍的基礎所得/最低所得保障制度)は、こうした価値観の転換に柔軟に対応できる。UBI は、税制から切り離なされ、「簡素」かつ「効率」的な新たな社会保障・所得保障の枠組みとして位置づけられる。RTC/EITC のような時代に合わなくなりつつある“税と社会保障・福祉の一体化/統合モデル”的採用を連呼するのは止めないといけない。そして、「国民が主役」の UBI のような「簡素」かつ「効率」的な制度設計にチャレンジすべきである。

いずれにせよ、「労働=所得」という前提が揺らぐ時代において、次世代型の新たなセーフティネットの構築は、早急に取り組むべき重い課題である。

(いしむら こうじ)